沼津市 商工業振興ビジョン



沼津市商工業振興ビジョン 目次

第	1章	重	沼津市商工業振興ビジョン策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・1
	1	ビ	ジョン策定の目的
	2	ビ	ジョンの構成
	3	計	画期間・推進体制
第	2章	貢	商業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
	1	商	業に係る現状
	(1	()	事業所数・従業者数の推移(卸売業、小売業)
	(2	2)	年間商品販売額の推移(卸売業、小売業)
	(3	3)	売り場面積の推移
	2	商	業振興に係る現状
	(1	()	商業の状況
	(2	<u>2</u>)	にぎわいづくりの現状
	3	商	業振興に係る課題
	4	商	業の振興に係る施策の基本方針
	(1	()	魅力ある商店街・個店づくりの推進
	(2	2)	まちづくりとの連携によるにぎわいの場の創出
第	3章	重	工業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
	1	エ	業に関する現状
	(1	()	製造業の事業所数・従業者数の推移
	(2	2)	製造業の分類別事業所数
	(3	3)	製造業の分類別従業者数
	(4	1)	製造業の分類別製造品出荷額等
	2	I	業振興に係る現状
	(1	()	製造品出荷額等の推移
	(2	<u>2</u>)	近隣市町との比較
	(3	3)	市内企業の事業用地需要の状況
	(4	1)	市外企業の事業用地需要の状況
	(5	5)	市街化区域内における工業系用途地域の土地利用の状況
	(6	3)	市街化調整区域の土地利用の状況
	3	エ	業振興に係る課題
	4	エ	業の振興に係る施策の基本方針
	(1	()	企業の定着・誘致の推進
	(2	<u>2</u>)	企業の経営基盤の強化・生産性向上に向けた支援

第4章 創業者の創出・新たな産業の創出・・・・・・・・・・・・・・・53
1 創業に関する現状
(1) 創業支援の状況
(2) 創業支援等事業計画
(3) 創業者の推移
2 新たな産業の現状
(1) 新たな社会Society5.O
(2) ファルマバレープロジェクト・AOIプロジェクトなど、静岡県との連携による
新たな産業の振興
3 創業者の創出・新たな産業の創出に係る課題
4 創業者の創出・新たな産業の創出に係る施策の基本方針
(1) 創業の支援
(2) 社会環境の変化に応じたイノベーションの創出
第5章 労働人材の確保と育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
1 労働人材の現状
(1) 人口・就業
(2) 産業構造
2 労働人材の確保と育成に係る現状
(1) 市内企業の人材確保
(2) 事業承継
(3) 潜在的労働者の活用
(4) 働き方改革の状況
(5) 人材の育成の状況
3 労働人材の確保と育成に係る課題
4 労働人材の確保と育成に係る施策の基本方針
(1) 市内企業の人材確保
(2) 事業承継の推進
(3) 潜在的労働力の活用
(4) 働き方改革の推進
(5) 人材の育成
第6章 コロナ禍における事業者等への対応・・・・・・・・・・・・・95
1 新型コロナウイルス感染症の影響
2 コロナ禍における事業者等への対応
(1) 事業者等への対応の考え方
(2) 事業者等への対応に係る施策の基本方針
沼津市商工業振興ビジョン 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・98

第1章 沼津市商工業振興ビジョン策定の趣旨

1 ビジョン策定の目的

本市は、金属製品、生産用機械器具、電気機械器具、食料品等の製造業を主体とした工業、沼津駅の南北に連なる商店街や沼津港の飲食店街等に代表される商業・サービス業のほか、農業・水産業等の各産業がバランスよく集積した産業構造を有しており、静岡県東部地域の中心都市として位置づけられてきました。

本市の現状は、商業における年間商品販売額については、ピーク時である平成3年の1兆2,212 億円に対し、平成28 年には約68%の8,309 億円に、また、工業における製造品出荷額等についても、ピーク時である平成2年の9,259 億円に対し、平成30 年には約69%の6,406 億円となるなど、厳しい状況が続いています。

また、人口減少や少子高齢化の進行による労働力不足や国内需要の減少に加え、経済の グローバル化による国際的な競争への対応、AI(人工知能)やロボット技術などテクノロジーの進 展への対応など、商工業振興に向けての課題は多様化してきています。

これらの社会状況の変化に加え、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により国内需要は 冷え込み、その影響は今後も一定期間続くことが見込まれるなど、本市を取り巻く経済情勢は 大きな転換点を迎えています。

このようなことから、本市経済の早期回復と、更なる商工業振興を図るため、商工業振興に係る課題を整理し、今後の施策の方向性を明らかにすることを目的として、「沼津市商工業振興ビジョン」を策定するものです。

2 ビジョンの構成

本市の最上位計画である「第5次沼津市総合計画」、本市が中小企業の振興に取り組む方向性を明らかにした「沼津市中小企業振興基本条例」の内容を踏まえ、本ビジョンの策定を行いました。

本ビジョンの構成としては、第5次沼津市総合計画に掲げる「まちづくりの柱3 力強い産業を牽引するまち」のうちの「商業の振興」、「工業の振興」、「新たな産業の創出」、「労働人材の確保と育成」の4つの視点に立ち、それぞれの視点・分野ごとに現状及び課題を分析した上で、市内経済の活性化と雇用の創出に向けた、施策展開の方向性や基本施策について示していきます。

また、現在、社会・経済情勢に大きな変化をもたらしている新型コロナウイルス感染症への対応についても示していきます。

3 計画期間·推進体制

本ビジョンの計画期間は、第5次沼津市総合計画の前期推進計画にあわせ、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

また、策定にあたっては、商工振興課・農林農地課・政策企画課・まちづくり政策課・まちづくり指導課・市街地整備課の6課で策定委員会を構成して、素案の検討を進めるとともに、附属機関である沼津市中小企業振興会議の審議を踏まえて、施策の方針を示しています。

施策の進め方については、本ビジョンの策定後も、沼津市中小企業振興会議の意見を定期的に伺うなど進捗管理に努めるとともに、支援機関や金融機関、県などの関連団体と連携して、本市における商工業の振興を推進していきます。

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8~
	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)
第5次沼津市	策定						後期推進計画
総合計画							
(前期推進計画)							
沼津市商工業	策定						改訂
振興ビジョン							

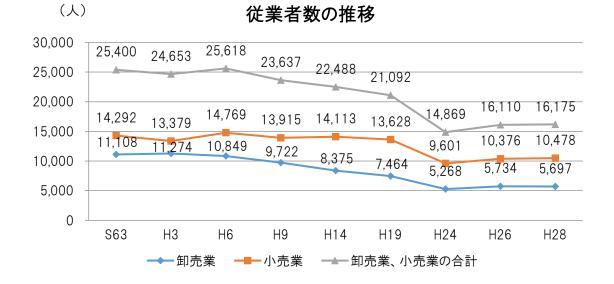
1 商業に係る現状

(1) 事業所数・従業者数の推移(卸売業、小売業)

商業に係る事業所数については、昭和 63 年の 4,376 事業所をピークに減少傾向が続いています。平成 20 年に発生したリーマンショックに伴う世界的な景気後退などに影響を受け大きく減少した後は横ばいとなっています。



従業者数については、平成6年の 2 万 5,618 人をピークに減少傾向にありましたが、近年は横ばいとなっています。



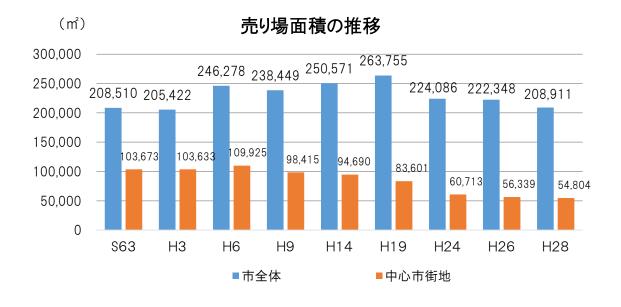
(2) 年間商品販売額の推移(卸売業、小売業)

卸売業・小売業を合算した年間商品販売額は、平成 3 年の 1 兆 2,212 億円をピークに減少し、平成 28 年にはピーク時の約 68%の 8,309 億円となっています。



(3) 売り場面積の推移

市全体における売り場面積は、概ね 20 万~26 万㎡で推移していますが、中心市街地においては、大型店の撤退などを受け、減少傾向にあります。



※商業統計調査・経済センサス活動調査

2 商業振興に係る現状

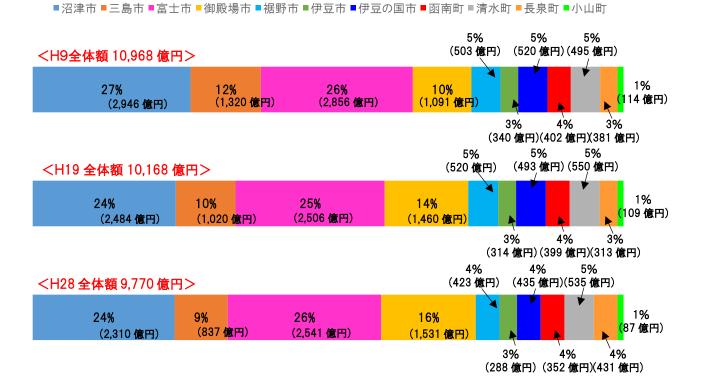
商業振興策は、都市計画と互いに密接な関わりがあり、特に市全体の発展に資する中心市街地のまちづくりについては、沼津市都市計画マスタープランにおいて「多様な都市機能が複合する魅力的な都市空間を創出し、まちなか居住の促進やにぎわいの向上を図ることで、本市だけでなく県東部の都市拠点としてふさわしい中心市街地の形成を図る」、「中心市街地と各拠点をネットワークで繋ぎ、人・モノ・情報の移動や交流を促すことで、拠点ごとのまちづくりの効果を相乗的に高め、暮らしやすく魅力のあるまちづくりを推進」と位置付けています。

このような中、人口減少、地域間競争の激化、消費者ニーズの多様化など、本市の商業を取り巻く環境は大きく変化しており、小売業の年間商品販売額は、リーマンショックの影響により平成24年に大きく減少して以降、増加傾向にはあるもののピーク時の水準までには回復していません。

一方、周辺都市における小売業の年間商品販売額の割合は 25%前後で推移しており、県東部地域における商業の拠点性は確保されています。

今後、鉄道高架事業を核とする沼津駅周辺総合整備事業の進展などにより、沼津駅周辺の環境が大きく変わる状況において、商業の集積を維持しながら、地域経済を牽引していくためには、商業者自らが経営力を強化するとともに、市民や関係機関と連携し、「にぎわいの場」の創出を図ることにより、まちなかの回遊性を高めていく取組が求められています。

周辺都市の小売業の年間商品販売額の合計に占める割合の推移



※商業統計調査・経済センサス活動調査をもとに作成

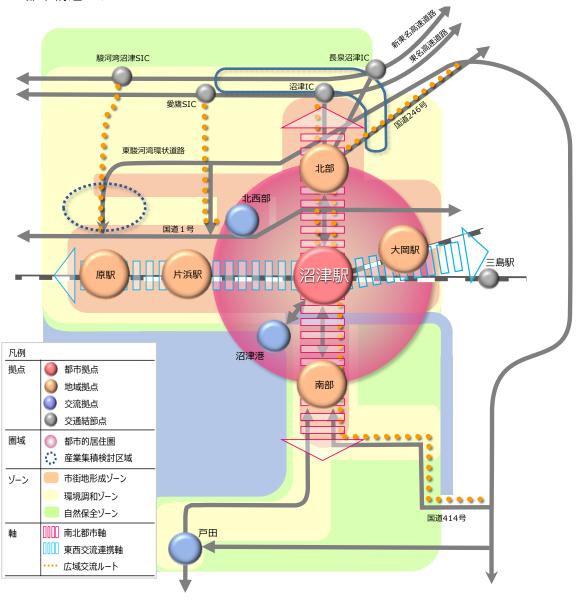
(1) 商業の状況

① 中心市街地の考え方

商業地の持続可能な発展のためには、魅力的な個店が数多くあり、エリアごとの特色を 有していることが重要となります。

第5次沼津市総合計画では、沼津駅を中心とした半径3km圏を「都市的居住圏」に位置付けており、沼津市中心市街地まちづくり計画では、中心市街地の範囲を、沼津駅を中心に概ね半径1kmの範囲としています。

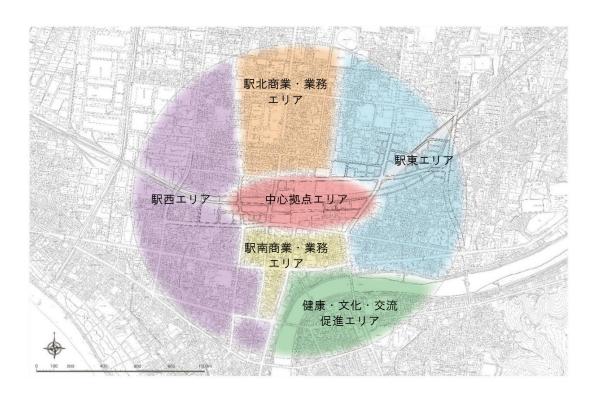
<都市構造のイメージ>



※第5次沼津市総合計画基本構想

② 沼津駅周辺のゾーニング

沼津駅周辺のまちづくりについては、沼津市都市計画マスタープランにおいて、エリアごとの特性に応じた計画的なまちづくりを進めていくための方針を、次のとおり示しています。



○ 駅北商業・業務エリア

静岡東部拠点第一地区土地区画整理事業等により沼津駅北口広場及び総合コンベンション施設「プラサヴェルデ」が整備されたほか、魅力ある商業機能の導入と良好な居住環境が創出されるとともに、リコー通り((都)沼津南一色線)沿いには大規模商業施設をはじめとする商業・業務機能が集積するエリア

○ 駅南商業・業務エリア

再開発事業により整備された大規模商業施設や多くの商店街が立地し、さんさん通り ((都)沼津駅沼津港線)にはオフィスビルが立ち並ぶエリア

○ 駅西エリア

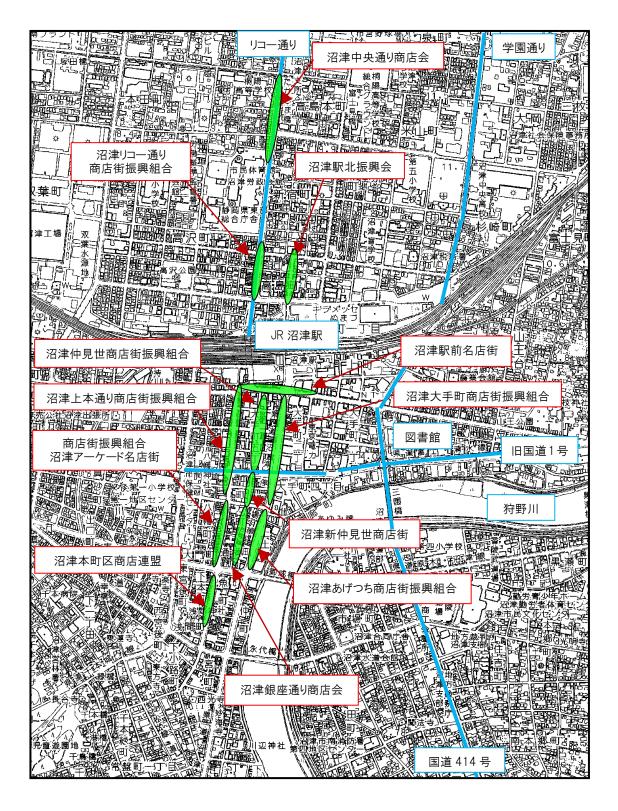
旧国一通り((都)八幡原線)などの幹線道路沿いを除いて住宅が多く、徒歩圏内に商店 街や大規模商業施設が立地する閑静でありながら多様な都市的サービスが享受できるエ リア

○ 駅東エリア

学園通り((都)三枚橋岡宮線)沿いを中心に小・中・高等学校のほか、サンウェルぬまづ や図書館などの公共施設があり、山王通り((都)平町三枚橋線)沿いには、近隣商業施設 が立地する生活利便性が高いエリア

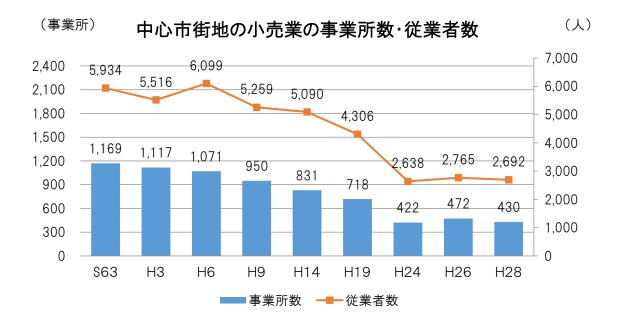
③ 商店街の状況

本市の中心市街地には、12 の商店街組織が存在し、全国チェーン店や大型店にはない、個性や特色のある個店が、数多く立地しています。



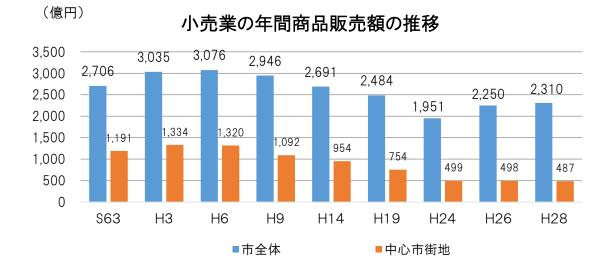
④ 中心市街地の商業の状況

中心市街地における小売業の事業所数及び従業者数は、平成 24 年に大きく減少した後、近年では、ほぼ横ばいの状況にあります。



※商業統計調査・経済センサス活動調査

中心市街地における小売業の年間商品販売額は、平成3年の1,334億円(市全体に占める割合44.0%)をピークに減少し、平成28年にはピーク時の約37%の487億円(市全体に占める割合21.0%)となっています。



※商業統計調査・経済センサス活動調査

⑤ 大規模商業施設の状況

(15) ヤマダ電機テックランド沼津店 3,647 ㎡

16 フィットハウス沼津店 3,603 ㎡

(f) OGINO 沼津インター店 3,330 ㎡

大規模小売店舗立地法に基づく店舗面積 3,000 ㎡以上の店舗は 17 店舗立地しており、そのうち、沼津駅から半径1km 圏内に4店舗が立地しています。様々な小売店等で構成される大規模商業施設は、物販だけでなく、住民の多様なニーズの受け皿になっているとともに、雇用創出効果も見込まれます。

一方で、商圏人口を踏まえた適切な商業規模の配置及び買い物弱者等の生活環境の 保持の観点も配慮していく必要があります。

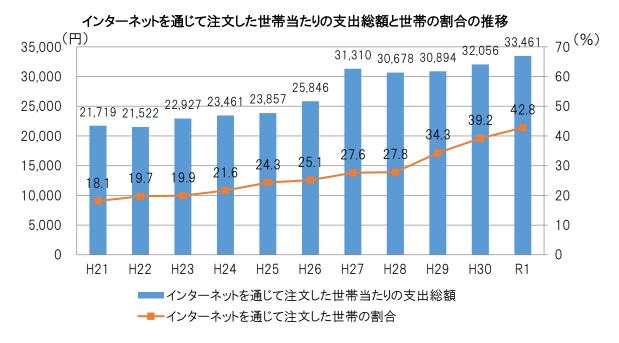


※沼津市都市計画マスタープラン「道路ネットワーク図」をもとに作成

⑥ インターネット販売の状況

インターネットを通じて注文した世帯当たりの支出総額及び世帯の割合は、増加傾向が 続いています。

令和元年にはインターネットを通じて注文した世帯の割合は 42.8%に達し、1世帯当たり の年間の支出総額は33,461円となっています。



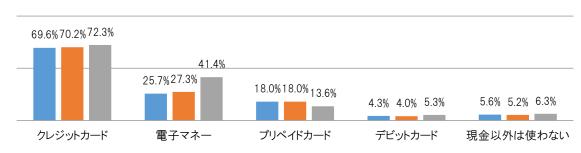
※家計消費状況調査

⑦ キャッシュレス決済の状況

日常生活において現金以外の決済手段を利用する人の割合が増加しており、令和2年 時点で、クレジットカードは72.3%、電子マネーは41.4%、QRコード決済は17.8%の人が利 用しています。(QRコード決済は令和2年6月から調査項目に設定)

現金以外の決済手段の利用状況(複数回答)

■H28年12月 ■H30年6月 ■R2年6月



※日本銀行「生活意識に関するアンケート調査(第82回)」

⑧ 消費者の動向

中心市街地への来街者を対象としたアンケートでは、来街の目的が「買い物」である人が最も多くなっています。

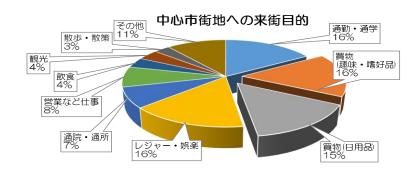
また、中心市街地のまちづくりに必要な要素としては「魅力的な商品を扱う店舗」との回答が最も多く、個店の魅力向上が求められています。

さらに、中心市街地の居住者が日用品を中心市街地内で購入する割合が 50%以下となっており、必ずしも中心市街地の商業が居住者のニーズを満たしているとは言い難い状況となっています。

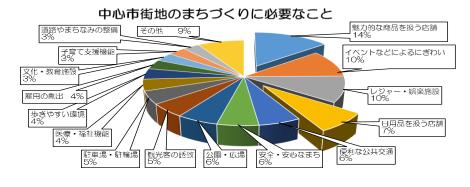
<中心市街地来街者アンケート(中心市街地整備企画室実施)>

調査対象: 沼津市への来街者(回答者数: 328 人)

調查地点: 沼津駅前広場(北口·南口)、仲見世商店街周辺



本市の中心市街地への来街目 的を「買物」とした人が3割 を占めています。



来街者の2割強が中心 市街地のまちづくりに 商業が重要であると答 えています。

<中心市街地居住者アンケート(中心市街地整備企画室実施)>

調査対象:中心市街地居住者(18歳以上:無作為抽出)

回答者数:241人



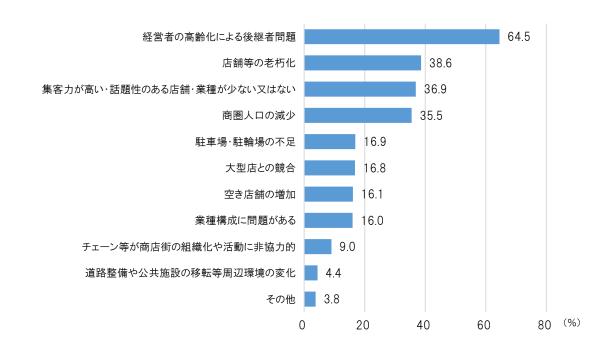
日用品の買物の交通手段
その他
自転車
10%
18%

は歩
34%

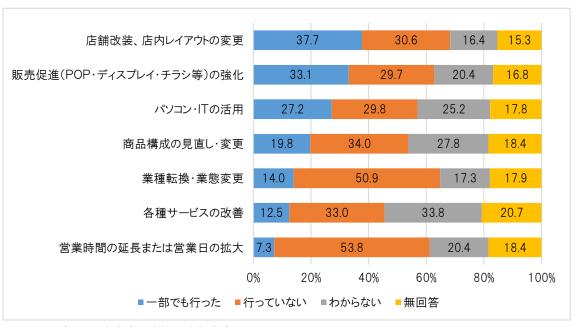
日用品の買物は徒歩圏内でする人が多い一方で、自家用車で域外に行く人も多く、車が生活に密着していることがうかがえます。

⑨ 商店街における各経営者の動向

商店街の抱える課題として、「経営者の高齢化による後継者問題(64.5%)」、「店舗等の老朽化(38.6%)」、「集客力が高い・話題性のある店舗・業種が少ない又はない(36.9%)」、「商圏人口の減少(35.5%)」が上位を占めています。



魅力ある店舗を形成するため、改善している取組としては、「店舗改装・店内レイアウトの変更」、「販売促進(POP・ディスプレイ・チラシ等)の強化」、「パソコン・ITの活用」が上位にあげられています。



※平成30年度商店街実態調査報告書

(2) にぎわいづくりの現状

① にぎわい創出についての考え方

中心市街地は、都市拠点として都市機能の集約化や都市空間の魅力向上により、歩いて楽しいまちを形成し、暮らしと都市活動の場として若者から高齢者まで、多様な世代の人を惹きつけ、関わりを増やし、活性化を図ります。

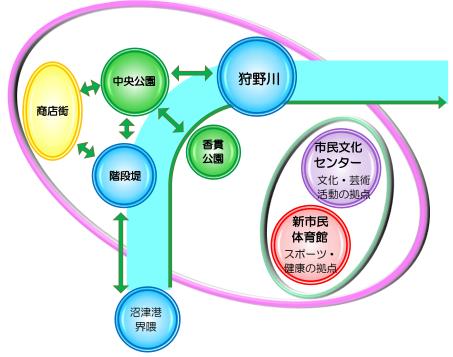
沼津駅周辺においては、沼津駅周辺総合整備事業による南北交通の円滑化と市街地の一体化などの都市空間再編の機会を活かし、駐車場の適正配置等、低・未利用地の有効活用を図るとともに、市民の活動を活発化させるプレイスメイキングや回遊性を向上させるという視点から魅力的な都市空間を形成します。

|-----| | ※プレイスメイキング 都市空間の魅力向上を目的に、にぎわいを創出し、居心地をよくすること |

また、市街地の中央を流れる狩野川は、都会的でありながら自然を感じることができる本市の中心市街地を特徴付ける地域資源です。

沼津市中心市街地まちづくり計画では、狩野川階段堤や中央公園、商店街などがにぎわいの核となり、狩野川を介して多様な交流が生まれる「健康・文化・交流ゾーン」の形成を目指すと位置付けています。

<健康・文化・交流ゾーン形成イメージ>



※沼津市中心市街地まちづくり計画をもとに作成

○ 狩野川(階段堤)

狩野川河川敷は、市民の日常的なスポーツレクリエーションの場として、民間活力を導入した有効利用を図ります。また、水辺の親水空間を仲立ちに、交流機能やにぎわいを連携させ、まちの魅力を相乗的に高めます。

「都市・地域再生等利用区域」に指定された狩野川階段堤をモデルケースに、付近の道路や公園などにおいても、民間が活用できる公共空間の増加を図るとともに、周辺のまちなみの形成に向けて、水辺空間の魅力を生かした既存建築物のリノベーションを誘導します。

〇 中央公園

中心市街地のにぎわいや憩い、コミュニティ活動を支える公共空間として維持していくとともに、まちなか居住の推進により増加する周辺の住民など、まちなかで過ごす人々にとって貴重な憩いの場として、公民連携のまちづくりの観点から、民間活力を導入した質の高い空間を創出します。

中央公園の整備にあっては、市街地と狩野川をつなぐ空間として、狩野川や香貫山の見せ方や、狩野川へのエントランス機能の導入等に配慮します。



※沼津市中心市街地まちづくり計画

② 中心市街地の歩行者通行量

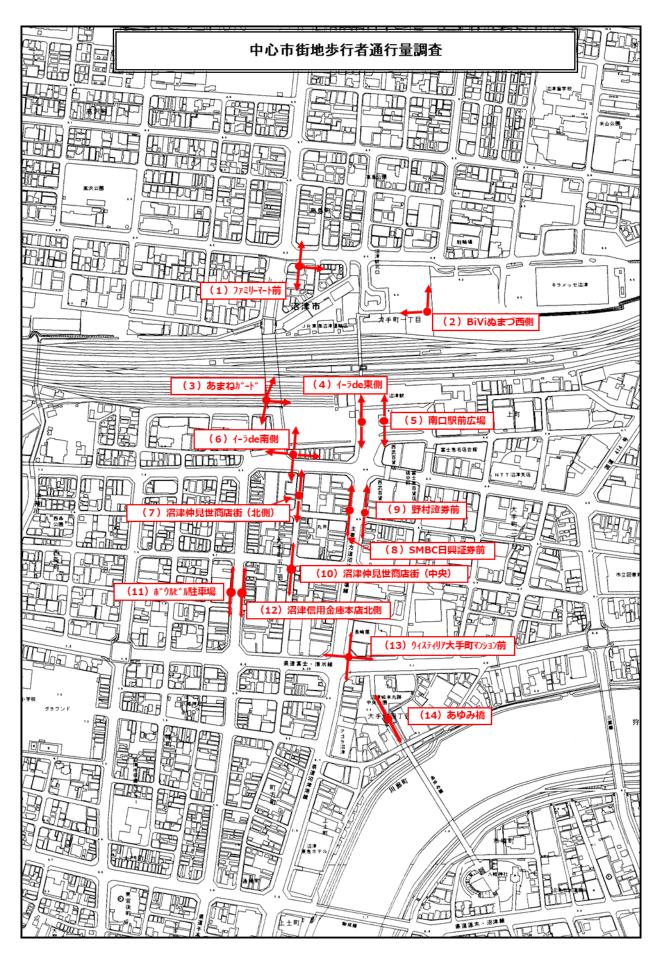
各商店街では、様々な工夫を凝らし、イルミネーション等の装飾を実施しているほか、複数の商店街等と連携したイベントなどを開催し、まちなかのにぎわい創出や販売促進に取り組んでいます。

このような多くの民間団体等と連携した様々なイベントの実施やまちなかの回遊性に向けた取組が定着しており、歩行者通行量は増加傾向にあることから、一定の集客力があることが示されています。

しかしながら、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛の影響を受け、中心市街地における歩行者通行量は大きく減少しています。

調査地点	H28	H29	H30	R1	R2
(1)ファミリーマート前	4,909	3,876	3,229	4,636	2,783
(2)BiVi沼津西側	8,420	8,613	5,447	6,168	2,912
(3)あまねガード	5,399	4,423	4,593	5,740	3,650
(4)イーラde東側	12,865	13,804	10,024	12,492	8,562
(5)南口駅前広場	5,030	7,158	4,747	5,477	4,615
(6)イーラde南側	11,386	10,210	9,140	12,794	5,672
(7)沼津仲見世商店街(北側)	9,641	9,591	9,372	14,021	5,138
(8)SMBC日興証券前	2,341	2,389	2,179	2,764	1,697
(9)野村證券前	2,792	3,064	2,398	3,394	1,937
(10)沼津仲見世商店街(中央)	6,681	7,035	7,715	12,550	3,794
(11)ボウルビル駐車場	631	675	758	920	657
(12)沼津信用金庫本店北側	728	807	685	959	633
(13)ウィステリア大手町マンション前	2,558	2,408	2,369	2,995	2,035
(14)あゆみ橋	1,487	1,264	1,195	1,301	1,165
合計(主要14地点)	74,868	75,317	63,851	86,211	45,250

※上記の通行量には自転車を含む



3 商業振興に係る課題

卸売業と小売業を合わせた本市全体の年間商品販売額は、平成3年をピークに減少傾向にあります。

これは、本市の中心市街地には、小売・飲食等の多くの商店をはじめ、オフィス・営業所・公共施設等が数多く存在しているものの、特に小売業においては、インターネット販売やキャッシュレス決済の利用拡大など、消費行動の多様化や人口減少などの影響を受けていることが要因として考えられます。

さらには、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域内経済の循環という視点や新たな生活様式を踏まえた取組も求められています。

特に中心市街地の商業においては、まちなかの居住者の生活を支える日用品等の提供と広域からの買い物客をひきつける商品やサービスの提供が期待されており、郊外の大型店やインターネット販売とは異なる、魅力ある店舗を集積し、商店街全体の活性化を図る必要があります。

商業振興につながるにぎわいづくりにおいては、中心市街地に近接する狩野川階段堤や中央公園等の豊かな公共空間を活用して、多くの民間団体等と連携した様々なイベントの実施や、日常的な憩いの空間としてのにぎわいの創出、まちなかの回遊性向上に資する継続した取組も必要となります。

4 商業の振興に係る施策の基本方針

魅力ある個店づくりを支援するとともに、商店街と個店との連携や新たなサービス開発などを 促進し、日常生活空間として楽しめる商店街のにぎわいづくりや経営基盤の強化を図ります。

また、新たな事業主の創出・育成やリノベーションによる空き店舗の利活用などを促進し、まちの魅力やエリアの価値を高めます。

成果目標

項目	現況値	目標値
小売業の年間商品販売額	2,310 億円(H28)	2,500 億円(R7)
中心市街地歩行者数(人/日)	45,250 人(R2)	80,000 人(R7)

活動目標

項目	現況値	目標値
個店のリブランディングに	O# (D1)	エベ 20 <i>(</i> H / D 7)
取り組んだ店舗数	O件(R1)	延べ 20 件(R7)

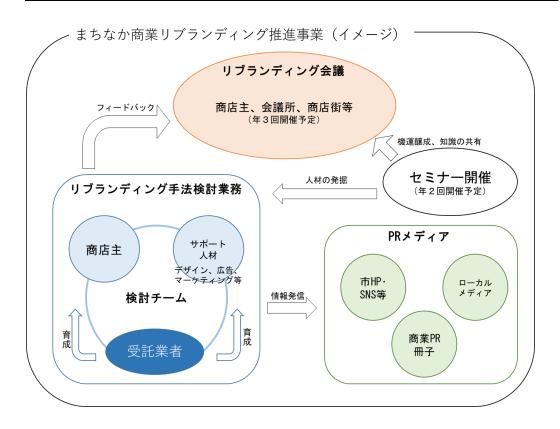
(1) 魅力ある商店街・個店づくりの推進

社会構造や消費行動が多様化する中、魅力ある商店街・個店づくりの推進に向け、それぞれの店舗が有する個性を伸ばし、郊外の大型店やインターネット販売とは異なる、魅力ある個店の集積を図ります。

① 商店街・個店のリブランディング

中心市街地の潜在的魅力要素である既存店舗の経営改善を支援し、商店主や経営支援に関わる人材の育成を図るとともに、リノベーションまちづくりとの連携により、魅力ある個店を集積し、エリア価値の向上に取り組みます。

事業名称	継続·新規
まちなか商業リブランディング推進事業	継続(令和2年度から実施)



② 新商品・新サービスの開発促進

地域産業の活力ある発展を図るため、新商品、新技術及び新役務の開発等の新たな取組や展示会等に出展する中小企業等に対する支援を行うとともに、地域商社の立ち上げ支援をはじめ、沼津市物産振興協議会などの関係機関や異業種との連携を構築し、新たな販路拡大の支援を行います。

事業名称	継続·新規
ニュービジネス創出事業	継続(平成 11 年度から実施)
中小企業販路開拓支援事業	継続(平成 27 年度から実施)
沼津市物産振興協議会の運営	継続(平成 12 年度から実施)

事業名称	ニュービジネス創出事業
補助対象事業	承認を受けた経営革新計画に従って行う事業のうち、新商品・新技術・
	新役務開発及び販路開拓に関する事業
	謝金、旅費、研究開発事業費、需用費(印刷製本費、資料購入費及び消耗
壮叶	品費)、役務費(通信運搬費、雑役務費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、
補助対象経費 	保険料及びホームページ作成費)、使用料及び賃借料、備品購入費(検査
	器具購入費)、研修費、委託費(事業の一部を委託する経費)
補助金の額	補助対象経費の2分の1以内で、100万円を限度

事業名称	中小企業販路開拓支援事業
対象者	沼津市内に主たる事業所を有する中小企業者又は当該中小企業者が組
刈 家白	織する団体
24.14.44.44.44.44.44.44.44.44.44.44.44.44	自らが開発した新製品又は新技術の展示会等への出展(販売会を中心と
補助対象事業 	したものは除く)
壮 明·马名汉弗	出展に要する経費のうち、小間料、小間装飾料、備品借上料、専門家謝
補助対象経費 	金
補助金の額	補助対象経費の2分の1以内で、10万円を限度

事業名称	沼津市物産振興協議会の運営
事業目的	沼津物産の振興、販路拡大及び沼津ブランド確立などの諸活動を通じ
争未日的	た、沼津の地域資源の特性化及び顕在化
	沼津市、沼津商工会議所、沼津市商工会、特定非営利活動法人沼津観光
	協会、三浦地区観光農漁業振興協議会、沼津市商店街連盟、沼津市大型店
	会、沼津菓子工業組合、南駿農業協同組合、沼津市茶業振興協議会、西浦
構成団体	柑橘出荷部会、沼津魚仲買商協同組合、沼津我入道漁業協同組合、静浦漁
	業協同組合、静浦ひもの協同組合、内浦漁業協同組合、沼津魚市場株式会
	社、沼津中央青果株式会社、沼津酒造会、戸田観光協会、戸田漁業協同組
	合
取织力态	各種キャンペーンの開催や物産品のPR、商品開発研究や販路拡大等の
取組内容	物産振興事業を展開する

③ 商店街・個店の連携促進

商店街や中心市街地のまちづくりについて、若い経営者の参画を促すことにより、次世代 を担う人材を育成するとともに、商店街及び個店の連携を図ります。

事業名称	継続·新規
ぬまづ未来Talk開催事業	継続(平成 29 年度から実施)

事業名称	ぬまづ未来Talk開催事業
事業目的	「まちなかの身近な課題」をテーマに意見交換会を定期的に開催するこ
	とによる、公民連携によるまちづくりの推進
参加者	若手の商業者、金融機関、行政・団体職員、学生等

年度	開催日	参加数	会場	テーマ		
	6月19日	24 人	商連ビル1階スペース	情報発信の重要性		
	9月22日	24 人	さんさんホール2階	駅前地下道ショーケースの利活用		
H30	12月6日	34 人	ピコ 21 ホール2階	商店街におけるICTの活用		
	2月26日	21 人	沼津トラストビル2階	かのがわ風のテラス植栽マスの		
	2 7 20 11	21 人	石井ドノスドビル と旧	日常活用について		
R 1	8月29日	26 人	仲見世商店街アーケード内	商店街の空き店舗について		
KI	10月31日	20 人	さんさんホール2階	ぬまづ街歩きマップについて		

④ IT導入の促進(キャッシュレス決済・インターネット販売等)

多様化する消費者ニーズに対応するため、キャッシュレス決済やインターネット販売への対応が求められています。

また、商店街で開催するイベントのPRや店舗の知名度を向上させていくには、SNSによる効果的な情報発信が不可欠となっています。

関係機関等と連携してIT導入に向けたセミナーを開催するなど、買い物環境整備に向けた各店舗の意識の醸成を図ります。

事業名称	継続·新規			
キャッシュレス決済推進事業	継続(令和2年度から実施)			

(2) まちづくりとの連携によるにぎわいの場の創出

ヒト中心の公共空間を創出し、沿道の店舗等が道路空間を活用した日常的なにぎわいや 憩いの場を創出するとともに、公園や水辺空間の更なる利活用を促進し、まちなかの回遊性 向上やにぎわいの創出を図ります。また、中心市街地と沼津港及び郊外大型店との連携に 取り組み、まちなかの集客性・回遊性を高めます。

① にぎわい形成のための都市機能導入

空き店舗や平面駐車場などの低・未利用地が中心市街地に点在することは、市街地環境の悪化や歩行者動線の分断などをもたらし、まちのにぎわいの低下につながります。

空き店舗や空き地などの遊休不動産のみならず、利用度の低下した公共施設や公共 空間を有効な資源として捉え、これらを活用したリノベーションまちづくりに取り組みます。

事業名称	継続·新規			
リノベーションまちづくり	継続(平成 27 年度から実施)			

② 空き店舗等の活用

空き店舗や空き家、空き地等の既存の建物や土地について、リノベーションまちづくりにより、遊休不動産の再生と質の高い雇用の創出等を掛け合わせ、新たな産業振興と地域コミュニティの再生を図るリノベーションまちづくりに取り組みます。

事業名称	継続·新規
リノベーションまちづくり(再掲)	継続(平成 27 年度から実施)

③ 水辺空間の活用・継続性のあるイベント開催

水辺を活用したにぎわい創出を進める沼津上土町周辺狩野川河川空間利用調整協議会と連携し、上土町周辺の狩野川階段堤の利用促進に向けた取組として、水辺のステージの開催や沼津の魅力を伝える情報発信などを通じ、狩野川周辺の新たなまちあるき拠点としてのにぎわい創出を図ります。

また、まちなか賑わい委員会と連携して中心市街地のエリアで開催される飲食・物販イベント等を支援することで、まちなかのにぎわい創出、交流人口の拡大を図ります。

事業名称	継続·新規
狩野川周辺にぎわい創出事業	継続(平成 27 年度から実施)
まちなか賑わい創生事業	継続(平成 27 年度から実施)
ぬまづ街歩きマップ情報発信事業	継続(平成 28 年度から実施)

事業名称	狩野川周辺にぎわい創出事業
事未有你 	(沼津上土町周辺狩野川河川空間利用調整協議会の運営)
事業目的	沼津上土町周辺の都市・地域再生等利用区域の指定区間の適正かつ公平
争未日的	な利用を確保し、市民の憩いの場、にぎわいの場を創出する
# 戊田 	沼津市、NPO法人沼津観光協会、沼津あげつち商店街振興組合、沼津
構成団体 	市商店街連盟、沼津商工会議所、国土交通省沼津河川国道事務所
	〇イベントの利用調整(水辺のステージイベント、その他イベント、
取织力态	水辺のバーベキュー、ブライダル花火等)
取組内容	〇電気使用料や占用料の支払い
	〇ホームページ等により狩野川河川空間の魅力を情報発信

都市・地域再生等利用区域の指定区間







あゆみ橋

御成橋アンダーパス

上土広場 (階段堤)





オープンカフェ



水辺のステージ



ローカルマーケット



バーベキュー

事業名称	まちなか賑わい創生事業
事業目的	沼津市中心市街地における賑わいの創出
構成団体	沼津商工会議所、中心市街地の商業者・商業団体の長等
	まちなか賑わい委員会と連携して、中心市街地における賑わい創出に資
取組内容	する諸事業を実施する者に対し、まちなか賑わい補助金を交付するととも
	に、同補助金に係る事務手続き等を行う

④ インバウンド需要の取り込み促進

まちなかの賑わい創出や、地域経済の活性化を図るため、商店街におけるインバウンドの受入環境の整備について検討を進めます。

事業名称	継続·新規
オリパラ・インバウンドおもてなし支援事業	新規

⑤ 沼津港・大型店との連携の創出

沼津港と中心市街地との回遊性向上を目的に、まちなかの魅力ある店舗を親しみやすい手書き地図(ぬまづ街歩きマップ)として作成し、宿泊施設や大型店等に配架することで、 観光客等が来店する機会を創出します。

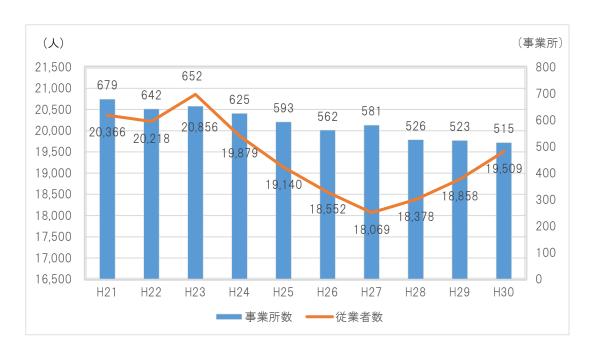
また、大型店と商店街が連携した新たな取組などについて、今後のまちづくりを担う若手商業者等と検討を進めます。

事業名称	継続·新規
ぬまづ街歩きマップ情報発信事業 (再掲)	継続(平成 28 年度から実施)

1 工業に関する現状

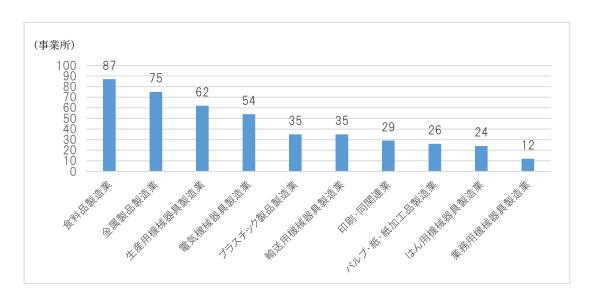
(1) 製造業の事業所数・従業者数の推移

平成 21 年以降の製造業の事業所数・従業者数は、平成 23 年から徐々に減少傾向にありましたが、平成 28 年からは、従業者数は増加傾向にあります。



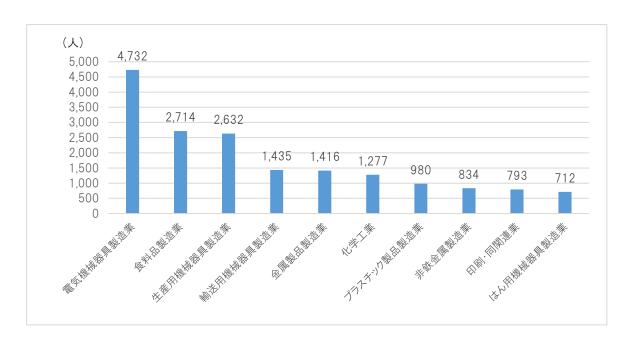
(2) 製造業の分類別事業所数

平成30年の分類別事業所数(上位10業種)では、食料品製造業が87事業所と最も多く、次いで、金属製品製造業が75事業所、生産用機械器具製造業が62事業所となっています。



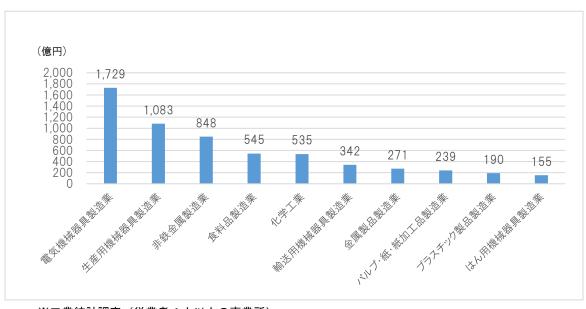
(3) 製造業の分類別従業者数

平成 30 年の分類別従業者数(上位 10 業種)では、電気機械器具製造業が 4,732 人と最も多く、次いで、食料品製造業が 2,714 人、生産用機械器具製造業が 2,632 人と多くなっています。



(4) 製造業の分類別製造品出荷額等

平成30年の分類別製造品出荷額等(上位10業種)では、電気機械器具製造業が1,729億円と最も多く、次いで、生産用機械器具製造業が1,083億円、非鉄金属製造業が848億円で多くなっています。



※工業統計調査(従業者4人以上の事業所)

2 工業振興に係る現状

(1) 製造品出荷額等の推移

直近の製造品出荷額等は、平成21年・平成22年に、リーマンショックの影響もあり5,000 億円台前半まで減少したものの、平成30年は6,406億円まで増加しています。



※工業統計調査(従業者4人以上の事業所)

(2) 近隣市町との比較

本市の製造品出荷額等のピークは、平成2年の 9,259 億円であり、直近の平成 30 年の 6,406 億円の状況と比較すると大幅に減少しています。

また、平成2年を 100%とした場合の伸び率で比較すると、本市の製造品出荷額等は平成 30 年には 69%の水準に落ち込んでおり、県東部近隣市町と比較して、減少率が高い状況となっています。

① 製造品出荷額等

(単位:億円)

	S59	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H29	H30
静岡県	125,045	162,652	161,630	166,108	173,227	157,931	163,720	167,871	175,394
沼津市	6,984	9,259	8,683	7,437	5,985	5,275	6,402	5,996	6,406
富士市	14,887	18,313	17,704	15,152	14,070	14,249	14,452	13,816	14,322
三島市	2,435	2,956	3,162	2,907	2,977	1,790	2,073	1,923	1,907
富士宮市	3,271	5,094	5,555	5,889	7,447	6,865	8,012	9,392	9,693
御殿場市	3,109	4,863	4,362	4,316	5,258	3,913	4,130	4,310	4,845
裾野市	3,164	4,914	3,964	3,933	5,852	4,630	3,800	3,697	3,805
長泉町	2,519	2,887	3,014	2,757	2,758	3,058	4,376	4,341	4,441

② 製造品出荷額等の変化率 (H2=100)

(単位:%)

	S59	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H29	H30
静岡県	77	100	99	102	107	97	101	103	108
沼津市	75	100	94	80	65	57	69	65	69
富士市	81	100	97	83	77	78	79	75	78
三島市	82	100	107	98	101	61	70	65	65
富士宮市	64	100	109	116	146	135	157	184	190
御殿場市	64	100	90	89	108	80	85	89	100
裾野市	64	100	81	80	119	94	77	75	77
長泉町	87	100	104	95	96	106	152	150	154

※工業統計調査

(3) 市内企業の事業用地需要の状況

平成27年度以降、本市に相談のあった、市内企業の用地需要の状況は次のとおりです。

- ① 事業所の移転・増築のため新たな用地を求めている市内企業 25 社は、全て市内移転を希望しており、そのうち 14 社が東名IC近隣・片浜池田線沿道ゾーンへの立地を希望しています。
- ② このうち、設備の老朽化による更新を移転理由とする企業は全体の約70%であり、市内に適地が無い場合は市外転出も視野に入れています。

事業所の業種に偏りはなく、広く多様な業種において事業用地の需要があります。

	業種	用途	創業年代	立地希望先	面積(坪)
1	パルプ・紙加工品	工場	1960 年代	沼津市内	10,000
2	プラスチック製品	工場	1940 年代	沼津市内	7,000
3	非鉄金属	工場	1950 年代	東名IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	6,000
4	金属製品	工場	1980 年代	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	3,000
5	金属製品	工場	1940 年代	東名IC近隣・片浜池田線沿道ゾーン	2,500
6	道路貨物運送業	物流拠点	1980 年代	東名IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	2,500
7	鉄鋼業	工場	1940 年代	片浜地域	2,500
8	金属加工	工場	1990 年代	原浮島地域	2,500
9	プラスチック製品	本社	1990 年代	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	2,000
10	プラスチック製品	工場	1950 年代	原浮島地域	2,000
11	業務用機械器具	工場	1960 年代	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	2,000
12	金属製品	工場	1980 年代	東名IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	2,000
13	その他製造業	工場	1990 年代	静浦地域	2,000
14	金属加工	工場	1970 年代	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	2,000
15	その他製造業	工場	1970 年代	愛鷹地域	2,000
16	業務用機械器具	工場	1970 年代	片浜地域	2,000
17	金属製品	工場	1950 年代	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,500
18	食料品	工場	1960 年代	東名IC近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,500
19	食料品	本社	1980 年代	東名IC近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,500
20	金属加工	工場	1960 年代	原浮島地域	1,500
21	金属製品	工場	2000 年代	静浦地域	1,500
22	窒業·土石製品	工場	1960 年代	沼津市内	1,000
23	金属製品	工場	1960 年代	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,000
24	自動車修理等	工場	1970 年代	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,000
25	食料品	工場	1980 年代	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,000

※平成 27 年度以降、用地需要の相談があったもののうち、需要面積 1,000 坪以上の製造業・物流業の実績について、一部データ加工したものを掲載。

(4) 市外企業の事業用地需要の状況

平成30年度以降の、本市に相談のあった、市外企業からの用地需要の状況は次のとおりです。

① 市外企業のうち 18 社は、首都圏から 100km圏内となる東名IC近隣・片浜池田線沿道 ゾーンを希望しており、この地域の用地需要が高くなっています。

また、2,000 坪以上の広大な用地の需要が高くなっています。業種については、道路貨物運送業が最も多くなっていますが、広く多様な業種から事業用地の需要があります。

② 一定の労働力の確保が見込まれることで、静岡県内・近隣市町からの進出意向が多くなっています。

	業種	用途	所在地	立地希望先	面積(坪)
1	パルプ・紙・紙加工品	工場	近隣市町	沼津市内	10,000
2	食料品	工場	九州地方	原浮島地域	10,000
3	その他製造業	工場	東京都	沼津市内	10,000
4	その他製造業	工場	静岡県内	沼津市内	9,000
5	輸送用機械器具	工場	近隣市町	東名IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	6,000
6	その他製造業	工場	近隣市町	沼津市内	6,000
7	食料品	工場	近隣市町	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	5,000
8	道路貨物運送業	物流拠点	近隣市町	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	5,000
9	道路貨物運送業	物流拠点	近隣市町	東名IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	5,000
10	食料品	工場	東京都	沼津市内	3,000
11	道路貨物運送業	物流拠点	愛知県	沼津市内	3,000
12	道路貨物運送業	物流拠点	東京都	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	3,000
13	洗濯業	工場	東京都	沼津市内	3,000
14	金属製品	工場	近隣市町	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	2,600
15	食料品	工場	近隣市町	沼津市内	2,000
16	業務用機械器具	工場	近隣市町	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	2,000
17	食料品	工場	近隣市町	沼津市内	2,000
18	非鉄金属	工場	近隣市町	沼津市内	2,000
19	プラスチック製品	工場	近隣市町	東名IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	2,000
20	道路貨物運送業	物流拠点	静岡県内	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,500
21	金属製品	工場	近隣市町	沼津市内その他	1,500
22	業務用機械器具	工場	東京都	東名IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,500
23	道路貨物運送業	物流拠点	中国地方	東名IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,500
24	食料品	工場	東京都	東名IC近隣·片浜池田線沿道ゾーン	1,500
25	その他製造業	工場	東京都	沼津市内	1,500
26	プラスチック製品	工場	東京都	東名IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,500

	業種	用途	所在地	立地希望先	面積(坪)
27	食料品	工場	静岡県内	沼津市内	1,000
28	道路貨物運送業	物流拠点	静岡県内	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,000
29	設備工事業	工場	近隣市町	沼津市内	1,000
30	業務用機械器具	工場	東京都	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,000
31	電気機械器具	工場	甲信地方	沼津市内	1,000
32	道路貨物運送業	物流拠点	近隣市町	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,000
33	業務用機械器具	工場	近隣市町	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,000
34	道路貨物運送業	物流拠点	近隣市町	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,000

※平成30年度以降に、用地需要の相談があったもののうち、需要面積1,000坪以上の製造業・物流業の実績について、一部データ加工したものを掲載。

(5) 市街化区域内における工業系用途地域の土地利用の状況

① 工業系用途地域における土地利用の課題

市街化区域内における工業系用途地域の未利用地は、約21.7ha 存在しますが、このうち2ha 以上の大規模開発に対応できる一団の未利用地は存在しない状況となっています。

2ha 未満の未利用地は工業専用地域内には 0.1ha しかなく、工業地域・準工業地域に 多く存在しています。

ただし、これらの未利用地には、土地の細分化、狭あい道路、住工混在などの課題があり、工場等の立地需要に十分に対応できていない状況となっています。

用途地域	2ha 未満の	2ha 以上の	
	未利用地	未利用地	
準工業地域	8.1 ha	0 ha	
工業地域	13.5 ha	0 ha	
工業専用地域	0.1 ha	0 ha	
合 計	21.7 ha	0 ha	

※平成28年度静岡県都市計画基礎調査

② 片浜地区の土地利用の状況

市内の工業地域のうち、多くの中小企業が立地している片浜地区においては、2ha 未満の小規模な未利用地が数多く点在しています。

しかし、同地域は戸建て住宅や集合住宅などの小規模な開発が進んだことにより、住居 系用途の割合も多い住工混在地となっており、工場操業に係るクレーム等の操業環境の 悪化が、製造業等の事業用地として土地利用を図る際の課題となっています。

住工混在の解消を図り、未利用地を集約し一団の土地を形成することができれば、企業の用地需要に対応可能な事業用地としての土地利用が可能であるものの、その実現には、 長期的な視点による継続的な取組が必要です。

(6) 市街化調整区域の土地利用の状況

市街化調整区域は、都市計画法第7条第3項において市街化を抑制すべき区域とされ、 原則として開発行為等は認められない区域です。しかしながら、市街化区域において行うこと が困難又は著しく不適当と認められる開発行為については、都市計画法第 34 条に基づき、 個別に許可を行っています。

都市計画法第34条第14号に規定される工場及び物流施設を建設する場合は、開発審査会の議を経て市街化を促進するおそれがない等のことが認められるものに対して許可されることになります。

① 市街化調整区域における事業用地開発に係る規定

市街化調整区域における事業用地の開発については、「市街化調整区域における開発 行為等の審査基準(令和2年10月1日)」により、次のとおり特定の業種に限り認められてい ます。なお、これまでの課題となっていた市内企業のニーズに対応するため、「事業拡大の ための工場の移転」を追加し、市外流出の防止に努めています。

地域産業の振興を図るための工場等

1 許可対象の土地

原則として次の区域を除く。

- (1)集団的農用地(団地規模がおおむね 10ha 以上で、高性能な農業機械による営農が可能な土地条件を備えている農用地)
- (2) 国の直轄又は補助による土地基盤整備事業の対象農用地で、事業の完了した翌年度から起算して8年を経過していない農用地
- (3) 土地基盤整備事業を実施中又は計画中の地区の農用地
- (4) 主産形成又は地域の農林業の振興を目的として地区を指定し、事業を実施中の地区内の農用地
- (5) 将来、住居系の土地利用が想定されている地区

2 立地条件等

次に掲げる全ての要件に該当すること。

- (1) 市街化区域に適地がないと認められるものであること。
- (2) 予定建築物の立地がその周辺の土地利用と調和のとれたものであること。
- (3) 周辺の住環境に支障をきたさないこと。
- (4) 開発区域周辺の労働力を必要とする場合、清浄な空気・水、自然緑地等の優れた自然環境を必要とする場合、高速道路のインターチェンジ等に近隣接することが必要な場合等、地形、環境等の自然条件、雇用、交通、土地利用、産業等の社会経済条件を総合的に勘案し、地域振興を図る必要があるものとして当該地に立地することがやむを得ないと認められる場合であること。

(5) 地元雇用型であること。

3 該当施設

(1) 技術先端型業種の工場等

ア 予定建築物

技術先端型業種(医薬品製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、電子デバイス製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、航空機・同附属品製造業、ロボット製造業、自動車・同附属品製造業(電気自動車及び電気自動車に係る部品を製造するものに限る。)その他別途運用基準に定める業種)の工場又は研究所(研究棟、管理棟、医療棟等の施設)

イ 敷地面積

5ha 未満であること。

(2) 次世代産業に該当する業種の工場等

ア 予定建築物

沼津市企業立地促進事業費補助金交付要綱(平成 18 年3月 22 日市長決裁)別表第4下欄に規定する工場であって、以下のいずれかに該当すると市長が認めるもの。

- (ア) 静岡県新産業集積クラスター(ファルマバレー、フーズ・サイエンスヒルズ、フォトンバレー)のプロジェクトに参画し、各プロジェクトに関連する製品を製造する工場
- (イ) 医療·福祉機器、ロボット、航空宇宙、光·電子、環境技術(新エネルギー、 次世代輸送機器)等に関連する製品を製造する工場
- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、自然素材を活用した医薬部外品等、健康 関連の製品を製造する工場

イ 敷地面積

5ha 未満であること。

(3) 地場産品を活かした飲食料の製造工場及び販売所

ア 予定建築物

沼津市企業立地促進事業費補助金交付要綱(平成 18 年3月 22 日市長決裁)別表第4上欄に規定する業種のうち、飲食料に係る業種の製造工場であって、製品販売施設を併設するもののうち、次に掲げる全ての要件に該当すること。

- (ア) 当該工場で扱う主な原材料が沼津市で生産された農林水産物であること、 地場産品を活かした製品を生産している等、製品が地域の特性を活かしたも のであること。
- (イ) 当該工場の見学、体験等ができること。

イ 接道要件

原則として国道(国道の側道を除く。)又は県道に30m 以上接していること。

(4) 事業拡大のための工場の移転

ア 予定建築物

市内に既存する製造業の工場で敷地内での増築が不可能かつ敷地拡張の余地がなく、事業拡大が望めないことにより移転する製造業の工場。

イ 敷地面積

5ha未満であること。

ウ その他

- (ア) 移転先は、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき市が定めた基本方針で示す(都) 片浜池田線沿道ゾーン内であること。
- (イ) 既存工場は次に掲げる全ての要件に該当すること。
 - あ 既存工場は、沼津市内に立地しており、当該地において製造業の工場として 継続して5年以上操業している実績を有すること。
 - い 既存工場の敷地内において、法令規制等により、事業拡大を目的とした増築が不可能であり、かつ周辺の状況により敷地拡張の余地がなく、やむを得ず工場を移転せざるを得ないものあること。
- (ウ) 既存工場の全部を移転するものとして計画されており、既存工場の処分計画が明らかであること。なお、既存工場の敷地が工業系用途地域内である場合は工業系用途として引き続き活用されることを目的とした処分計画であること。
- (エ) 市の産業振興施策の観点から支障がないことについて、関係部局と調整が とれたものであること。
- (オ) 操業開始後 10 年間の事業計画が明らかとなっており、当該事業計画について市の関係部局が認めたものであること。
- (カ) 市内において複数の既存の工場が密接に事業を行っている場合は、既存の 工場を集約して移転をすることができる。ただし、移転によって事業が拡大され るものに限る。
- (キ) 騒音、振動、悪臭、煙害、水質汚濁、光害等の公害を発するものでないこと。 ただし、これらの公害について対策が講じられており、市の環境施策の観点から 支障がないことについて、関係部局と調整がとれたものである場合はこの限りで はない。

大規模流通業務施設

1 許可対象施設

- (1) 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業のうち同条第6項の特別積合せ貨物運送に該当しないものの用に供される施設のうち、地方運輸局長等が積載重量5t 以上の大型自動車がおおむね1日平均延べ 16 回以上発着すると認定したもの又は1日当たりの発着貨物が 80t 以上あると認定した施設。
- (2) 倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同法第2条第1項に規定する倉庫のうち、地方運輸局長等が積載重量5t 以上の大型自動車がおおむね1日平均延べ 16 回以上発着すると認定したもの又は1日当たりの発着貨物が 80t以上あると認定した施設。
- (3) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に記載された物流総合効率化法第2条第3号に規定する特定流通業務施設に該当するものであって、貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業のうち同条第6項の特別積合せ貨物運送に該当しないものの用に供される施設又は倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同法第2条第1項に規定する倉庫であること。

2 許可対象の土地

現在及び将来の土地利用上支障がない土地で、原則として次の区域を除く。

- (1)集団的農用地(団地規模がおおむね 10ha 以上で、高性能な農業機械による営農が可能な土地条件を備えている農用地)
- (2) 国の直轄又は補助による土地基盤整備事業の対象農用地で、事業の完了した翌年度から起算して8年を経過していない農用地
- (3) 土地基盤整備事業を実施中又は計画中の地区の農用地
- (4) 主産形成又は地域の農林業の振興を目的として地区を指定し、事業を実施中の地区内の農用地
- (5) 将来、住居系の土地利用が想定されている地区

3 立地条件等

次のいずれかに該当すること。

- (1) 4車線以上の国道、県道、市道等の沿道
- (2) 高速自動車国道(高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道 をいう。)のインターチェンジ(スマートインターチェンジを含む。以下同じ。)からおおむね1km(1(3)の施設については2km)の距離にある区域内にあり、当該インターチェンジに至るまでの主要な道路の車道幅員が6.5m以上であること。

4 その他

次のいずれかに該当すること。

- (1) 当該施設の立地に当たって、市街化区域内の工業系の用途地域内に適地がないと認められるもの又は当該施設を市街化区域に立地した場合、周辺地域において交通の安全に支障を来たし、若しくは交通機能を阻害し、又は居住環境を悪化させると認められるものであること。
- (2) 4車線以上の国道、県道、市道等の沿道における立地にあっては、これらの道路に接していることを要すること。ただし、地形上の理由等によりやむを得ない場合はこの限りでない。

② 市街化調整区域の事業用地の開発状況

平成 26 年度以降、開発審査会の議を経て、事業用地の開発が認められた実績は、次のとおり年間1~3件となっています。

先述の「市外企業の事業用地需要の状況」のとおり、多くの企業から引き合いがあるものの、そのほとんどの企業は技術先端型業種等に該当しないため、市外からの企業進出が進んでいません。

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
技 術 先 端 型	0	1	1	1	1	1
次世代産業	1	0	2	0	0	0
地場産品	0	0	0	0	0	0
大規模流通業務	1	0	0	1	1	0
合 計	2	1	3	2	2	1

3 工業振興に係る課題

本市の製造品出荷額等は、平成2年の 9,259 億円をピークに、平成 30 年には 6,406 億円 と、大幅に減少しています。

これは、広域交通の高い結節性など本市の立地の優位性等により、事業用地としての需要は高いものの、企業ニーズにあった事業用地が少ないため、市内企業の生産性向上や規模拡大に伴う移転、さらには市外企業の進出に十分な対応ができていないことが大きな要因であると考えられます。

特に市街化区域内においては、大規模な未利用地が少なく、住工混在の問題などから企業のニーズに合わない状態となっています。

そのため、市内企業の流出を抑制すべく、市街化調整区域における土地利用の在り方について検討し、令和2年度において、市街化調整区域における開発行為等の審査基準の改正を行いました。

しかしながら、市外企業については、引き続き企業立地の対応が困難な状況となっていることから、土地利用の在り方を含め、事業用地の確保に向けた検討をしていかなければなりません。

これらの取組を通じて、市内企業はもちろんのこと、市外企業の立地を推進し、企業の定着と 経営の安定化を図っていくことが重要となっています。

また、企業の定着と経営の安定化は、本市の活力の維持のみではなく、市民の雇用確保の 観点からも非常に重要であるため、計画的・戦略的に事業用地の確保と支援体制の整備に取 り組むことが求められています。

4 工業の振興に係る施策の基本方針

広域交通の高い結節性など本市の立地の優位性を活かして、新たな工業用地の確保や企業の誘致・定着の推進により、製造品出荷額等の向上に努めます。

また、地域産業の活性化と安定雇用の確保に向けて、中小企業の経営基盤の強化や生産性の向上、新たな事業展開を図る取組の支援に努めます。

成果目標

項目	現況値	目標値
製造品出荷額等	6,406 億円(H30)	7,000 億円(R7)

活動目標

項目	現況値	目標値
製造業等の立地件数	0件(R1)	7件(R7)

(1) 企業の定着・誘致の推進

工業・物流業においては、市街化区域に適地が少ないことによる市内企業の流出の抑制や、市外からの企業の受け入れを推進するため、広域交通の結節点など本市の立地の優位性が生かせる場所の土地利用の在り方を検討し事業用地の確保を図ります。

① 企業の事業用地取得・設備投資の支援

本市への企業立地を促進するため、製造業等の事業者で土地の面積や従業者数など 一定の要件を満たした事業者に対して、用地の取得費や工場の建設費などについて、補助金を交付します。

また、IT等の事業を行うにあたり、本市に新たにオフィスを設置する事業者に対して、オフィスの賃借料や通信回線料などについて、補助金を交付することにより、事業者の進出を支援します。

事業名称	継続·新規
企業立地促進事業	継続(平成 19 年度から実施)
中小企業設備投資促進事業	継続(平成 28 年度から実施)
医療関連産業集積促進事業	継続(平成 23 年度から実施)
ITオフィス等進出事業	継続(平成30年度から実施)

事業名称	企業立地促進事業費補助金			
対象業種	製造業(工場等)、物流施設	研究所、ソフトウェア業		
	〇用地取得 1,000 ㎡以上	〇研究施設の床面積 200 ㎡以上		
	〇当該事業所の従業員数が業務開始時	〇研究員の人数が業務開始時に5人以上		
/4	に 10 人以上(パート等は 1/2 換算)			
要件	〇用地取得後3年以内(未造成地は5年)	ໄ内)に業務開始		
	〇既に県内に事業所がある企業等は、県内]全従業員数の増加が業務開始時に1人以上、		
	もしくは雇用数維持し生産性 10%以上原			
	〇用地取得費の 20%以内(成長分野は 30%以内)			
11 A 17 #	(ふじのくにフロンティア推進エリアにあっては、用地取得費の 30%以内 (成長分			
73 23. 12 30	対象経費 野は40%以内))			
補助率	〇新規雇用の従業員(市内居住者に限る)1人(パート等は1/2換算)につき100万			
円				
阳麻菇	2億円(成長分野は3億円)			
限度額	(ふじのくにフロンティア推進エリアにあっては、3億円(成長分野は4億円)			
	〇2回目以降は、設備投資額5億円以上(研究所等は1億円以上)※県と協調の場合			
	○設備投資額の要件を満たせない場合は、市単独での補助となり、補助率・補助額は			
その他	用地取得費の10%以内(成長分野は15%以内)、新規雇用の従業員(市内居住者			
	そ の 他 限る) 1 人 (パート等は 1/2 換算) につき 50 万円、限度額は 1 億円 (成長分野は 1 億円)。			
	〇従業員数を3年間維持する			

事	業名	称	中小企業設備投資促進事業費補助金	
対	象 業	種	製造業(工場等)、物流施設	研究所
			【設備投資額】	【設備投資額】
			〇1億円以上(雇用増)	〇 1 億円以上(雇用増) 〇研究員 5 人以上
要		件		〇研究施設の床面積 200 ㎡以上
			〇事業着手後2年以内の業務開始	
			〇中小企業基本法に規定する中小企業者であること	
対	象 経	費	〇建物建設費(新築・増築)及び機械設備購入費(新規購入に限る)	
補	助	率	補助対象経費の3.5%以内(市外からの転入、成長分野製造業・研究所は5%以内)	
限	度	額	1,750万円 (市外からの転入、成長分野製造業・研究所は2,500万円)	
			〇沼津市医療関連産業集積促進事業費補助金・静岡県新規産業立地事業費補助金との	
そ	の	他	重複適用は不可	
			〇従業員数を3年間維持する	

事業名称	医療関連産業集積促進事業費補助金
	○薬機法に基づく医薬品・医療機器の製造販売・製造業の許可・登録を得ている企業で、市
±1	内で専ら医療関連製品の製造を行う施設を設置する事業者
対象者	〇医学・薬学研究の用に供する施設、医薬品・医療機器等製造の分野に係る開発・研究を
	行う施設を設置する事業者
III	〇工場等の取得後3年以内に業務開始
要件	〇従業員の増加
北 条 ②	〇建物の設置(新築・増築・既存物件購入・改修)に要する経費
対象経費	〇機械設備の取得に要する経費
補助率	上記補助対象経費の 10%以内
限 度 額	1億円
7 D H	〇補助金の交付は原則1企業につき1回限り
その他	〇従業員数を3年間維持する

事業名称	I Tオフィス等進出事業費補助金		
	〇日本標準産業分類「大	分類」情報通信業のうち、通信業	、情報サービス業、インタ
対象業種	ーネット付随サービス	業、映像・音声・文字情報制作業	
	〇「大分類」サービス業	(他に分類されないもの) のうち、	、コールセンター業
	○対象年度中に、市内(静岡県沼津インキュベートセンターを除く)に事業所を有し		
	ない企業等が市内において新たに賃借によりITオフィスを開設(本社の移転、支社等の開設、子会社等の設立をいう。)するものであること(床面積:25 ㎡以上) 〇従業員の数が3名以上であること 〇ITオフィス開設前に1年以上の事業実績を有すること		
条件			
米計			
	〇事業開始の日がITオフィス等の賃貸借契約日から 180 日以内であること		
補助対象	建物賃借料の2分の1 通信回線使用料等の10分の10 ΙΤオフィス等開設		ITオフィス等開設経費
補助限度額	月額5万円	月額 10 万円	30 万円
補助期間	最大 36 カ月	最大 36 カ月	1回限り(初年度限り)

② 空き物件の情報収集・相談体制の整備

公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会と締結した事業用地等情報の収集及び提供に関する協定に基づき、事業者等からの求めに応じて、情報の提供を受ける体制を整えており、相談体制の更なる充実を図ります。

事業名称	継続·新規	
物件情報の収集・発信	継続(平成 26 年度から実施)	

③ 企業誘致に向けた首都圏プロモーション活動等の実施

本市への立地をアピールするため、移住施策とも連携しながら、首都圏等の企業が集まるマッチングイベントに出展するなど、誘致活動を行います。

事業名称	継続·新規	
首都圏プロモーションの実施	継続(平成 29 年度から実施)	

④ 事業用地の確保(市街化調整区域の有効活用)

現行の市街化調整区域における開発行為等を制限する規制等については、技術先端型業種や次世代産業に該当する業種の工場などの立地は認められているものの、この基準に合致するケースは、企業立地の引き合い状況の中でも極めて少ない状況となっています。

持続的な産業振興を図り、工業用地の不足に対応するため、市街化調整区域であっても広域交通のアクセスに優れるエリア等については、有効的な活用の検討を進め、民間企業が立地しやすい環境を整備します。

<中小規模の事業用地の確保>

市街化調整区域内で、自然環境や居住環境に配慮し、広域交通の結節点となっている地区を新たな事業用地の適地として位置づけ、土地利用の在り方について検討を進め、企業が立地しやすい環境を整備します。

短期的な取組として、広域交通の結節点である(都)片浜池田線沿道ゾーンを主な候補地と位置づけ、市街化調整区域における開発基準を改正し、技術先端型業種・次世代産業の工場等に加え、市内企業の事業拡大のための工場の移転を可能としました。

今後は、日々進化する技術の革新への対応を図るため、技術先端型業種・次世代産業に該当する業種の見直しについて検討します。

<大規模な事業用地の確保>

大規模な事業用地需要に対応するため、(都)片浜池田線沿道ゾーンに加え、一団の 土地利用のニーズが見込まれる足高北地区や原地区などを主な候補地と位置づけ、土 地利用の動向や公共施設の整備状況等を考慮し、区域区分の見直しについて検討す るとともに、必要に応じて市街化調整区域における地区計画の活用を検討し、計画的か つ適切に事業用地の確保を図ります。

また、交通環境の変化が見込まれる大平地区や市の保有する遊休地が存する西浦地区についても新たな都市的土地利用の可能性について検討を行います。

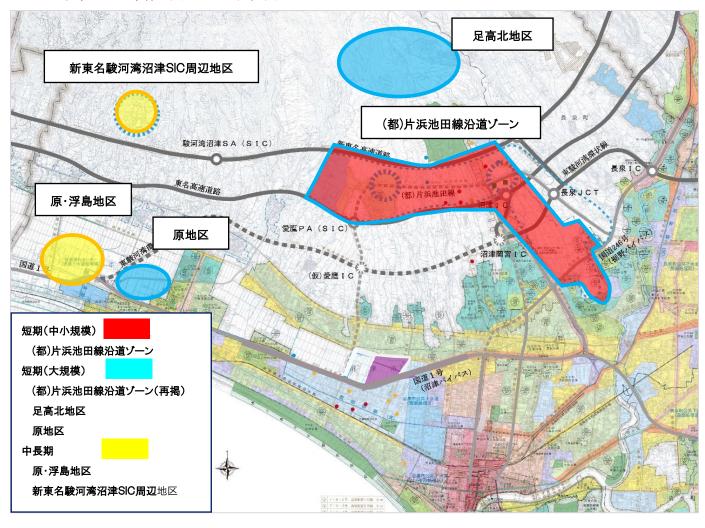
事業名称	継続·新規
市街化調整区域の土地利用の検討	継続(平成30年度から実施)

⑤ 広域交通網を活かした物流拠点整備の検討

東駿河湾環状線の西側延伸を見据え、国道1号の結節点となる原・浮島地区や、東海大学跡地周辺を含む新東名駿河湾沼津SIC周辺地区などを主な候補地と位置づけ、事業用地としての開発可能性について検討を進めます。

事業名称	継続·新規
市街化調整区域の土地利用の検討(再掲)	継続(平成30年度から実施)

事業用地の確保を図る地区の位置図



(2) 企業の経営基盤の強化・生産性向上に向けた支援

中小企業の持続的な活動と生産性の向上は、本市の経済発展と市民の雇用の確保につながることから、これらの取組を支援し中小企業の活性化を図ります。

① 資金調達の支援

中小企業における設備投資資金や運転資金の円滑な調達を支援するため、金融機関や信用保証協会と連携して、小口資金や短期経営改善資金等の制度融資を実施することにより、利子にかかる負担を軽減しています。

経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう、中小企業者や金融機関と定期的なヒアリングを実施し、制度融資の拡充・見直しを行います。

事業名称	継続·新規
小口資金利子補給事業	継続(平成 14 年度から実施)
短期経営改善資金利子補給事業	継続(平成 14 年度から実施)
近代化資金等利子補給事業	継続(平成 14 年度から実施)
小規模事業者経営改善資金利子補給事業	継続(平成 27 年度から実施)
開業パワーアップ支援資金等利子補給事業	継続(平成30年度から実施)
経済変動対策資金利子補給事業	継続(令和2年度から実施)

事業名称	小口資金利子補給
	〇会社(従業員30人以下。但し、商業、サービス業は10人以下)または個人事業主(従
	業員 30 人以下。但し、商業、サービス業は 10 人以下)または医療法人(従業員 30
対象	人以下)
刈水	〇市内において3ヶ月以上同一事業を行っていること
	〇市税を完納していること
	〇保証協会の信用保証対象資格があること
	【貸付限度額】700万円
	【利子補給率】年 1.08%
条件等	【資金使途】事業資金
	【貸付期間】5年以内
	【返済方法】元金均等月賦

事業名称	短期経営改善資金利子補給
	〇会社(従業員 50 人以下。但し、商業、サービス業は 20 人以下) または個人事業主(従
	業員 50 人以下。但し、商業、サービス業は 20 人以下)
対象	〇市内において 1 年以上同一事業を行っていること
	〇保証協会の信用保証対象資格があること
	〇静岡県短期経営改善資金の融資と同時に申し込むこと
【貸付限度額】700万円	
	【県利子補給率】年 0.26%
条件等	【市利子補給率】年 0.4%
	【資金使途】運転資金
	【貸付期間】5ヶ月以内
	【返済方法】元金均等割賦又は一括

事業名称	近代化資金等利子補給
	<近代化資金・経営安定資金>
	〇中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する事業協同組合、企業組合等
	〇商店街振興組合法に基づく商店街振興組合
対象	<集団化資金>
刈水	〇独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第2条第1項第3号に規定する工場等
	集団化計画に基づき事業を行う事業協同組合等
	〇市内に事業所等を有していること
	〇市税を完納していること
	【貸付限度額】
	<近代化資金及び経営安定資金> ・組合 1億円
	·組合員 4,000 万円
夕川生	<集団化資金> 総事業費の 10%以内
条件等	【利子補給率】年 0.3%
	【資金使途】近代化資金・経営安定資金・集団化資金
	【貸付期間】1年以上7年以内
	【返済方法】元金均等割賦

事業名称	小規模事業者経営改善資金利子補給
	〇沼津商工会議所もしくは沼津市商工会の推薦を受け、当該年度の4月1日以降、日本
	政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金(無担保、無保証人)を借り受けた小規
対象	模事業者
刈水	〇市内において同一事業を行っていること
	〇市税を完納していること
	〇小口資金、短期経営改善資金利子補給制度を利用していないこと
	【貸付限度額】2,000万円
	【利子補給率】年 1.0%
夕川生	【利子補給期間】12 か月以内
条件等	【資金使途及び貸付期間】
	〇運転資金7年(据置期間1年以内)
	〇設備資金 10 年(据置期間 2 年以内)

事業名称	開業パワーアップ支援資金等利子補給
	〇当該年度の4月1日以降、金融機関及び県信用保証協会経由で静岡県が実施する開業
	パワーアップ支援資金を借り受けた創業者、または日本政策金融公庫から新創業融資
	制度による資金を借り受けた創業者
対象	〇市内に主たる店舗、工場若しくは事業所を設けようとする者又は現に市内にこれらの
	施設を有する者
	〇各月の返済が完了している者
	〇市税を完納していること
	【貸付限度額】1,000万円
【利子補給率】年1.0%以内	
条件等	【利子補給期間】24 か月以内
	【利子補給時期】年1回(年度末)

事業名称	経済変動対策資金利子補給
	○新型コロナウイルス感染症を主な原因とした、急激な経済の変動により事業活動に影
	響を受けている市内の中小企業者の経営安定化を支援するため、静岡県経済変動対策
	貸付資金(新型コロナウイルス感染症対応枠)を借り受けた中小企業者等
対象	〇市内に店舗、工場又は事業場を有する中小企業者
	○1年以上継続して同一事業を営んでいること
	〇市税を完納していること
	〇他の市町村から同様の利子補給金等の交付を受けていないこと
【貸付限度額】8,000万円	
夕川生	【利子補給率】年 1.6%以内
条件等	【利子補給期間】3年以内
	【利子補給時期】年2回(9月、3月)

② 知的財産活用に向けた相談体制の整備

特許権や実用新案権、商標権などの知的財産権については、商品の開発やブランドの 構築など、企業活動においてその重要性が増してきています。知的財産に関する相談体 制の構築や企業戦略に対する助言などを通じて、産業の活性化を図ります。

事業名称	継続·新規
知的財産活用事業	継続(平成 23 年度から実施)

事業名称	知的財産活用事業	
市光师西	専門知識を持つ知財活用アドバイザーを配置し、企業からの相談、企業への訪問	
事業概要	を行ない、特許関連情報の受発信、技術提携や事業化の支援を図る	

③ 継続的な事業活動の確保に向けたBCP(事業継続計画)の策定支援

地震や台風などの自然災害等が増加傾向にある中で、事業の継続が困難になったり、復旧に時間を要したりして、事業の縮小や廃業を余儀なくされるケースが目立っています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響もあることから、このような緊急事態への対応力を向上させるためには、BCPを策定することが重要になっています。

BCPの策定に向けた啓発に努めるとともに、相談体制の強化など、中小企業がBCPを 策定するにあたっての新たな支援制度について検討していきます。

事業名称	継続·新規	
強い産業づくり推進事業	似结(会和二年度から実施)	
(事業者BCP策定支援)	継続(令和元年度から実施) 	

④ 生産性向上に向けた先端設備の導入支援

生産性向上特別措置法の施行に伴い、労働生産性が一定以上向上する設備投資計画を認定することにより、固定資産税の特例措置を設け、老朽化した設備の更新を促し、 生産性の向上と競争力の強化を図ります。

事業名称	継続·新規
先端設備等導入計画の認定	継続(平成30年度から実施)

事業名称	先端設備等導入計画の認定
対象	〇中小企業者であること (中小企業等経営強化法)
刈水	※製造業の場合、資本金3億円以下又は従業員300人以下
	〇労働生産性が年平均3%以上向上すること
条件	(3年計画の場合は9%、4年計画の場合は12%、5年計画の場合は15%)
	※労働生産性・・・(営業利益+人件費+減価償却費) ÷労働投入量
	〇導入する設備が下記の設備であること(生産、販売活動等の用に直接供される設備に
設備	限る)
改加用	●機械装置 ●測定工具及び検査工具 ●器具備品 ●建物附属設備
	●ソフトウェア ●構築物 ●事業用家屋
	〇沼津市内に導入する設備であること
	〇国の導入促進指針及び市の導入促進基本計画に適合するものであること
その他	〇先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
	〇認定経営革新等支援機関(金融機関・商工会議所など)において事前確認を行った計
	画であること

事業名称	固定資産税の特	例措置(生産性向上特別措置法)		
お色	〇中小企業者であること (地方税法)				
対象	※資本金1億円	以下の法人(大企業の子会社を	除く)		
特例	〇課税標準が当初	3年間ゼロ			
	〇下の表の設備で	、下記①②の要件を満たす設備	であること (事業	用家屋を除く)	
	①一定期間内に	販売されたモデルであること(最新モデルである必	要なし、ただし中	
	古資産は対象	外)			
	②生産性の向上	に資するものの指標(生産効率	、エネルギー効率、	精度など)が旧モ	
	デルと比較し	デルと比較して年平均1%以上向上している設備であること			
	設備の種類	用途又は細目	最低価額	販売開始時期	
	機械装置	全て	160 万円以上	10 年以内	
設備	工具	測定工具又は検査工具	30 万円以上	5年以内	
	器具備品	全て	30 万円以上	6年以内	
	建物附属設備	全て (家屋と一体となって	60 万円以上	14 年以内	
		効用を果たすものを除く)			
	構築物	全て	120 万円以上	14 年以内	
	事業用家屋	*	120 万円以上	_	
	※事業用家屋においては、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入				
	されたものに限る。				
その他	〇先端設備等導入計画の認定を受けていること (先端設備等導入計画と同時に申請可)				

第4章 創業者の創出・新たな産業の創出

1 創業に関する現状

(1) 創業支援の状況

地域経済の活性化や自立的な発展、新たな雇用の創出を図る上で、創業に向けた取組を積極的に支援することは重要な課題であり、国においても創業への取組に対して、資金・人材・市場開拓等多面的な支援が行われています。

地域経済の将来を担う創業者を育成するためには、創業に役立つ良質な情報の提供を 行い、創業しやすい環境を整備するとともに、創業者の飛躍的な成長を図るための専門家に よる経営や財務をはじめとする各種支援も必要です。

また、地域社会において、環境保護、高齢者・障害者の介護・福祉から、子育て支援、まちづくり、観光等に至るまで、多種多様な社会課題が顕在化しつつあり、このような地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業など、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むのが、ソーシャルビジネスです。

このような中、地域の課題解決に資する社会的事業を新たに創業する方を対象に、創業のための伴走支援と事業費への助成を通して、効果的な創業を促進し、地域課題の解決を通して地方創生を実現することを目的として、令和元年度から都道府県が地方創生起業支援事業を実施しています。

(2) 創業支援等事業計画

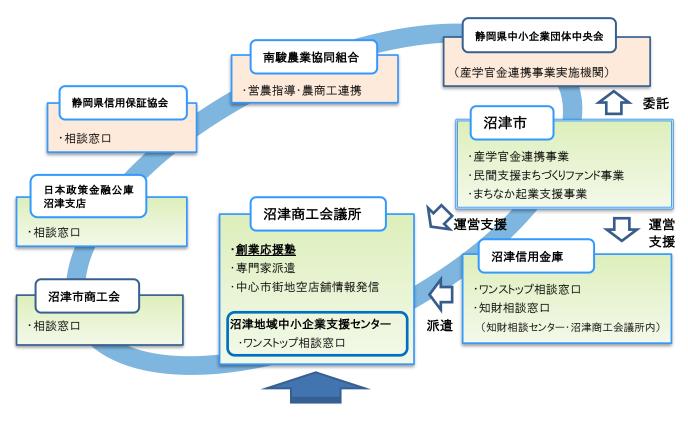
平成 26 年1月に施行された「産業競争力強化法」では、地域の創業を促進させるため、 市区町村が民間の創業支援事業者(地域金融機関、商工会議所・商工会等)と連携して、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、コワーキング事業等の創業支援を実施する「創業支援等事業計画」について、国が認定することとしています。

本市においては、平成26年6月に創業支援等事業計画の認定を受け、この計画に基づき、 創業者のニーズに合わせたセミナーの開催や、相談対応・情報提供などを実施しているほか、 沼津商工会議所・沼津市商工会などの支援機関と強固な支援体制を構築するため、ぬまづ ビジネスサポート連絡会(ぬまサポ)を組織しています。

沼津地域中小企業支援センターにおいてワンストップ窓口を開設して相談者の対応にあたるほか、相談内容に応じて、ぬまサポを構成する支援機関が連携して相談対応などを行っています。

このように、支援機関の連携を強化し、創業の実現を目指すとともに、創業後のフォローアップ体制も整備するなど、切れ目のない創業支援を行うことで、安定した経営に寄与することを目指しています。

ぬまづビジネスサポート連絡会(ぬまサポ)



創業希望者、創業者

(3) 創業者の推移

本市の年平均開業率(事業所の総数に占める新設事業所の割合)は 4.5%となっており、 静岡県の年平均開業率(4.6%)とほぼ同水準となっています。

産業分類別では、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、不動産業・物品賃貸業などで静岡県の開業率を上回っています。

年平均開業率

	新設事	業所数	年平均	開業率
	静岡県	沼津市	静岡県	沼津市
全産業(S公務を除く)	16,019	939	4.6%	4.5%
A~B 農林漁業	55	2	3.9%	3.5%
C 鉱業,採石業,砂利採取業	2	-	1.7%	ı
D 建設業	1,175	73	3.3%	3.9%
E 製造業	896	49	2.2%	2.1%
F 電気·ガス·熱供給·水道業	19	1	7.7%	10.4%
G 情報通信業	139	14	5.5%	6.2%
H 運輸業,郵便業	406	25	5.1%	5.6%
卸売業, 小売業	4,077	257	4.7%	4.9%
J 金融業, 保険業	314	24	5.9%	5.1%
K 不動産業,物品賃貸業	621	51	2.9%	4.0%
L 学術研究, 専門·技術サービス業	654	43	5.0%	4.7%
M 宿泊業,飲食サービス業	2,968	140	6.7%	4.8%
N 生活関連サービス業, 娯楽業	1,550	86	5.1%	5.0%
0 教育, 学習支援業	687	32	6.2%	5.1%
P 医療, 福祉	1,566	93	7.1%	7.2%
Q 複合サービス事業	24	_	1.2%	_
R サービス業(他に分類されないもの)	866	49	4.2%	3.7%

※平成 26 年経済センサス基礎調査及び平成 28 年経済センサス活動調査をもとに算出

また、沼津市創業支援等事業計画に基づき、平成 27 年度から市主催の各種セミナーを開催しており、令和元年度は 97 名がセミナーに参加しています。

沼津商工会議所主催の創業応援塾の参加者や沼津地域中小企業支援センターの相談者など、ぬまサポの支援を受けた創業者数は、近年では年間 50 件程度で推移しています。

本市の創業者数を業種別でみると、宿泊業・飲食サービス業、卸売業・小売業、生活関連サービス業、建設業などの割合が多くなっています。

市主催の創業セミナー参加者

年度	H27	H28	H29	H30	R1
小規模創業セミナー	56	I	54	12	6
創業セミナー(その他)	-	30	-	-	19
女性創業者セミナー	-	-	-	39	55
ソーシャルビジネスセミナー	-	-	-	-	17
合計	56	30	54	51	97

創業者数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
建設業	2	9	2	8	7	5
製造業	1	0	4	4	6	5
卸売業·小売業	4	5	9	9	4	5
宿泊業・飲食サービス業	10	3	12	18	13	6
生活関連サービス業	3	4	2	5	8	8
医療·福祉	3	3	5	10	2	5
その他のサービス業	16	8	13	15	10	10
合計	39	32	47	69	50	44

2 新たな産業の現状

(1) 新たな社会Society5.0

国では、目指すべき未来社会の姿として、イノベーションで創出される新たな価値により、格差なくニーズに対応したモノやサービスを提供することで、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな社会(Society5. 0)が提唱されています。

新たな社会(Society 5.0)の到来は、これまでの産業構造を大きく変化させる可能性があり、IoTやAI、ビッグデータなどを活用した新たな技術をベースにして、これまでにない商品・サービス・産業が創出されることにより、市内経済の活性化が図られることが期待されています。

既存産業がデータの利活用を通じてITと融合した新たな付加価値を獲得し、異分野のビジネスを生み出すことが重要であり、IT・データ利活用による新産業創出には、規制・制度面での支援の他、民間企業の新産業創出に向けた取組を後押しするための支援も求められています。

また、地域の特長を生かした新たなビジネスの創出により、本市でしか生み出せない価値が付加されたサービスや製品などを創出する必要があります。



※内閣府作成

Society5. Oによる新たな価値の事例

<交诵>

- ○移動支援
 - ・高齢者や障害者でも自律型車いすで一人で移動
- ○スムーズな移動
 - ・カーシェア・公共交通の組み合わせでスムーズに移動
- 〇渋滞緩和·事故減少
 - ・自動走行で渋滞なく事故なく快適に移動
- ○最適な計画
 - ・好みに合わせた観光ルートの提供、天気よし、混雑なし

<医療・介護>

- ○快適な生活
 - ・ロボットによる生活支援・話し相手
- ○健康促進
 - ・リアルタイムの自動健康診断・病気の早期発見
- ○最適治療
 - ・生理・医療データの共有による最適医療
- ○負担軽減
 - ・医療現場でのロボットによる介護支援

<ものづくり>

- ○サプライヤーにおける競争力強化・災害対応
 - ・ニーズに対応したフレキシブルな生産計画・在庫管理
- ○工場における人手不足解消・多様なニーズ対応
 - ·Alやロボット活用、工場間連携による生産の効率化、省人化
 - ・熟練技術の継承(匠の技のモデル化)
 - ·多品種少量生產
- ○物流におけるGHG(温室効果ガス)排出削減·人手不足解消
 - ・異業種協調配送、トラック隊列走行による効率化
- ○顧客における顧客満足度向上
 - ·特注品が安価で入手、納期遅れなし

<農業>

- ○超省力・高生産なスマート農業
 - ・農作業の自動化、省力化
 - ·生育情報の自動収集

- ・天候予測や河川情報に基づく水管理の自動化、最適化
- ○Alのサポートで最適な営農計画
 - ・ニーズに合わせた収穫量の設定
 - ・天候予測などに併せた最適な作業計画
 - ・経験やノウハウの共有
 - ・販売先の拡大
- ○欲しい消費者へ欲しい時に配送
 - ・消費者のニーズに合わせた農産物の自動配送

<食品>

- ○利便性向上
 - ・アレルギー情報や個人の嗜好に合わせた商品の提案
- ○□ス削減
 - ・冷蔵庫の食材管理
 - ・必要な分だけ発注・購入
- ○快適な食事
 - ・家族の嗜好や健康状態に合わせた料理の提案
- ○経営改善
 - ・在庫の最適管理
 - ・ニーズに対応した発注

<防災>

- ○安全な避難
 - ・個人のスマホに避難情報が提示され、安全に避難所まで移動
- ○迅速な救助
 - ・アシストスーツや救助ロボットにより被災した建物から救助
- ○物資の最適配送
 - ・避難所にドローンや自動配送車により救援物資が配送

<エネルギー>

- ○エネルギーの地産地消、地域間での融通
- ○的確な需要予測
- ○多様なエネルギーの使用、環境低負荷
- ○家庭での省エネ
 - ※内閣府の資料をもとに作成

(2) ファルマバレープロジェクト·AOIプロジェクトなど、静岡県との連携による新たな産業の振興

本市では、静岡県や県東部地域の市町と連携して、先端医療健康産業の集積を図るため、地域の産学官金が協働した「ファルマバレープロジェクト」を推進しています。

また、先端的な科学技術の活用による革新的な栽培技術開発を進め、農業の飛躍的な 生産性向上を図るとともに、農業を軸とした関連産業のビジネス展開を促進する「AOIプロジェクト」の推進を静岡県と連携して取り組んでいます。

企業立地については、医薬品製造業や医療用機械器具・医療用品製造業などのファルマバレープロジェクトに関連する企業や、植物工場などのAOIプロジェクトに関連する企業などについては、企業立地促進事業費補助金において成長分野に指定し、積極的に促進しています。

また、市街化調整区域における開発行為等の審査基準において、「次世代産業に該当する業種の工場等」に指定し、市街化調整区域における立地を認めることにより、積極的な企業立地を促進しています。

※次世代産業に該当する業種の工場等(再掲)

ア 予定建築物

沼津市企業立地促進事業費補助金交付要綱(平成 18 年3月 22 日市長決裁)別表第4下欄に規定する工場であって、以下のいずれかに該当すると市長が認めるもの。

- (ア) 静岡県新産業集積クラスター(ファルマバレー、フーズ・サイエンスヒルズ、フォトンバレー)のプロジェクトに参画し、各プロジェクトに関連する製品を製造する工場
- (イ) 医療・福祉機器、ロボット、航空宇宙、光・電子、環境技術(新エネルギー、次世代輸送機器)等に関連する製品を製造する工場
- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、自然素材を活用した医薬部外品等、健康関連の製品を製造する工場
- イ 敷地面積

5ha 未満であること。

参考: 沼津市企業立地促進事業費補助金交付要綱 別表第4

区分	対象施設
製造業(次に掲げる業種に係るものに限る。)	工場(主として左
(1)食料品製造業	欄に掲げる製造業
(2)清涼飲料製造業	の用に供する工場
(3)酒類製造業	に限る。)
(4)茶・コーヒー製造業	
(5)医薬品製造業	
(6)医療用機械器具·医療用品製造業	
(7)X線装置製造業	
(8)医療用電子応用装置製造業	
(9)医療用計測機器製造業	
1 製造業(次に掲げる業種に係るものに限る。)	工場(主として左
(1)化学繊維製造業	欄に掲げる製造業
(2)炭素繊維製造業	の用に供する工場
(3)化学工業(化学肥料製造業、塩製造業、医薬品製造業を除く)	であって、市長が
(4)プラスチック製品製造業	別に定めるものに
(5)ゴム製品製造業(医療・衛生用ゴム製品製造業を除く)	限る。)
(6)窯業·土石製品製造業	
(7)鉄鋼業	
(8)非鉄金属製造業	
(9)金属製品製造業	
(10)はん用機械器具製造業	
(11)生産用機械器具製造業	
(12)業務用機械器具製造業(医療用機械器具・医療用品製造業、武器製造業を	
除く)	
(13)電子部品・デバイス・電子回路製造業	
(14)電気機械器具製造業(医療用電子応用装置製造業、医療用計測機器製造	
業を除く)	
(15)情報通信機械器具製造業	
(16)輸送用機械器具製造業(鉄道車両・同部品製造業を除く)	
(17)その他の製造業	
2 製造業(1に掲げる業種に係るものを除き、ナノセルロースを製造するもの及びナ	
ノセルロースを原料又は材料とするものに限る。)	
3 耕種農業	

3 創業者の創出・新たな産業の創出に係る課題

本市経済の活力を向上させるためには、市内事業者における既存事業の生産性向上・収益性向上だけでなく、新たに事業に取り組む創業者の創出や、社会環境の変化に応じたイノベーションにより、新たな商品・サービス・産業の創出も欠かすことができません。

特に、創業者の創出については、創業に必要な手続きや準備に関するセミナー等の開催などを通じて情報の提供・発信を行うなど、創業支援等事業計画に基づいて、支援機関と連携して、創業しやすい環境づくりや機運の醸成に取り組む必要があります。

また、本市へのIT企業の立地については徐々に進んできていますが、Society 5.0に関連する企業の立地は現時点ではまだまだ少ないのが現状です。

loT・AI・ビッグデータなど第四次産業革命と言われる技術の革新や、Society 5.0と言われる未来社会の構築に向けた取組、SDGsなどの持続可能な社会形成に向けた取組、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化などに対応した新たな取組に挑戦する個人事業者や企業への支援や誘致が求められています。

4 創業者の創出・新たな産業の創出に係る施策の基本方針

将来の地域産業を支える創業者の創出を図るため、創業しやすい環境づくりや機運の醸成に取り組み、創業セミナーの参加者を増やすことにより、創業件数の増加を目指します。

また、グローバル化やIT化の進展、新型コロナウイルス感染症による影響などにより、これまでにない速度で変化している社会経済環境を的確に捉え、時代のニーズに対応した成長力のある新たな産業の創出を図ります。

成果目標

項目	現況値	目標值
ぬまづビジネスサポート連絡会	44 件(R1)	70 件(R7)
(ぬまサポ)の支援を受けた創業件数	44 (T(T)	/U ((R /)

活動目標

項目	現況値	目標値
市主催の創業セミナー参加人数	97人(R1)	120 人(R7)

(1) 創業の支援

創業支援機関と連携し、地域産業の新たな担い手となる創業者の創出を図ります。

① 創業支援機関と連携した伴走型創業支援

これから創業しようとする人や創業間もない人に対する相談窓口を設置し、創業や経営革新に向けた相談業務や情報提供等を行います。

また、創業者が必要となる知識を習得するためのセミナーを開催し、創業者の育成を行うとともに、新たなビジネスを生み出すコワーキングスペース・シェアオフィスについて、民間事業者と連携した環境整備や利用促進を図り、創業しやすい環境づくりを推進していきます。

事業名称	継続·新規
沼津地域中小企業支援センター運営事業	継続(平成 18 年度から実施)
創業セミナー開催事業	継続(平成27年度から実施)
開業パワーアップ支援資金等利子補給事業 (再掲)	継続(平成 30 年度から実施)

事業名称	沼津地域中小企業支援センター運営事業
	「沼津市創業支援事業計画」において創業相談の中心的役割を担い、また、経営革
事業概要	新計画の作成指導や事業開始後の相談窓口である沼津地域中小企業支援センターの
	運営を支援する。

事業名称	創業セミナー開催事業
	主にまちなか(中心市街地)で医療・福祉・教育・文化・商業といったまちを支え
	るサービスの担い手を育成するため、創業に関心のある方々を対象としたセミナーを
古光柳西	開催する。
事業概要	特に小規模事業(スモールビジネス)に取り組む人や女性創業者を対象に、実際の
	経営に必要な知識・事例を学ぶセミナーを開催し、創業者の増加・継続的な事業活動
	の活性化を図る。

② ソーシャルビジネス創出の支援

地域の課題をビジネスの手法で解決し仕事にする取組(ソーシャルビジネス)が注目されています。地域課題・社会課題はますます複雑・多様化する一方、課題解決の担い手・事業者は不足しているため、ソーシャルビジネスの事例や手法を学ぶセミナーを開催し、事業者の発掘・育成を行います。

事業名称	継続·新規
ソーシャルビジネスセミナー開催事業	継続(令和元年度から実施)

事業名称	ソーシャルビジネスセミナー開催事業
	ソーシャルビジネスの事例や手法を学ぶセミナーを開催し、事業者の発掘・育成を
事業概要	行うことで、社会的課題の解決や地域経済の活性化、雇用の創出に繋がるソーシャル
	ビジネスの促進を図る。

(2) 社会環境の変化に応じたイノベーションの創出

経済のグローバル化が進行している社会経済環境の中、地域の特性を活かしながら時代のニーズに対応した新たな産業の創出や、AI等の活用によるSociety 5. Oに対応できる産業の育成が求められており、新たな取組に挑戦する事業者を支援します。

① 産学官金の連携による新技術・新商品開発支援

日々進化する技術や市場の動向などを踏まえ、商工業振興に関する支援体制を最適化するため、産学官金の連携を強化します。

また、産学官金が連携して、新技術・新商品開発に取り組む企業の支援を行います。

事業名称	継続·新規	
ニュービジネス創出事業(再掲)	継続(平成 11 年度から実施)	
産学官金連携ビジネス強化事業	継続(平成 29 年度から実施)	

事業名称	産学官金連携ビジネス強化事業
	企業・学術研究機関・金融機関・行政等による連携を強化し、有望な技術・サービ
事業概要	スを保有する企業の発掘、新製品・新サービスに関するマッチングセミナーや商談
	会・専門家派遣などを委託により実施する。

② ファルマバレープロジェクトの推進

ファルマバレーセンターと連携し、医療関連産業の推進を図るとともに、次世代ヘルスケア産業の振興に向けた取組への支援を検討します。

事業名称	継続·新規		
富士山麓ビジネスマッチング促進事業	継続(平成 22 年度から実施)		
医療関連産業集積促進事業(再掲)	継続(平成 23 年度から実施)		

事業名称	富士山麓ビジネスマッチング促進事業			
事業概要	医療健康関連産業の発展を目的に、静岡県と東部地域 12 市町が参画して実施され			
	る、産学官及び医看工連携から創出される製品化ニーズと地域企業が保有する技術と			
	のビジネスマッチングや、地域企業がファルマバレープロジェクトへ参画するための			
	セミナーなどの事業に対して支援を行う。			

③ Society5.0の取組支援

Society5. Oと言われる未来社会の構築に向けた取組が急速に進展する中、既成概念に捉われない新たなビジネスや働き方が生まれていることから、Society5. Oに関する情報収集を積極的に行い、市内企業への周知・啓発を図ります。

また、このような取組にチャレンジする企業を支援するため、新たな支援制度の検討を行うとともに、Society 5. Oに関連する企業の立地を促進するため、市街化調整区域における開発行為等の審査基準について、次世代産業に該当する業種の見直しを検討します。

事業名称	継続·新規		
企業立地促進事業(再掲)	継続(平成 19 年度から実施)		
ITオフィス等進出事業(再掲)	継続(平成30年度から実施)		

1 労働人材の現状

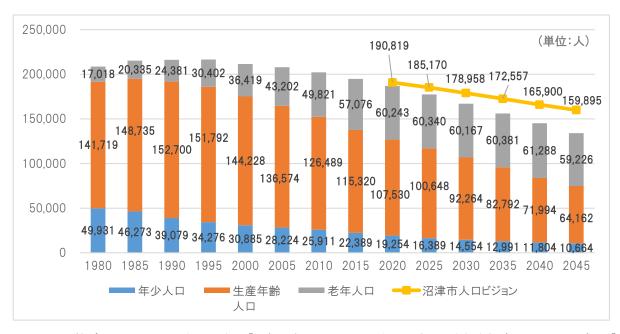
(1) 人口:就業

① 本市の人口の推移

本市の年少(14歳以下)、生産年齢(15~64歳)、老年(65歳以上)の3区分による人口推移をみると、平成7年(1995年)以降、生産年齢人口の減少が続いており、今後も総人口の動向と並行して減少が続くと見込まれています。

一方、老年人口は、令和2年(2020 年)まで増加し続けていましたが、その後はほぼ横ばいで推移すると見込まれるため、総人口の減少に伴い、年少人口と生産年齢人口の割合が徐々に減少し、老齢人口の割合は、増加が見込まれています。

	年少人口	生産年齢人口	老年人口	合計
H7	34,276	151,792	30,402	216,470
R2(見込)	19,254	107,530	60,243	187,027



※棒グラフH27(2015年)以前は「国勢調査」、R2(2020年)以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、折れ線グラフは「沼津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」

② 昼夜間人口の推移

国勢調査による平成 27 年の昼夜間人口比率は、1.070 となっており、平成 12 年と比較すると下がっているものの依然高い水準にあり、このことから本市が拠点性の高い地域であることが分かります。

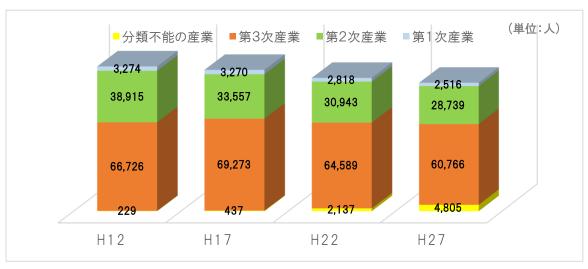
	夜間人口(人)	沼津市に常住 する就業者・ 通学者数(人)	沼津市で従業・通 学する就業者・通 学者数(人)	昼間人口(人)	昼夜間人口 比率
H12	211,532	121,947	141,194	231,239	1.093
H17	208,000	115,878	132,647	225,199	1.083
H22	202,304	109,110	123,783	217,376	1.075
H27	195,633	105,115	118,416	209,378	1.070

※国勢調査、平成12年は戸田村を含む

(2) 産業構造

① 産業別就業者数の推移

産業別の就業者数は、第一次産業(農林漁業)及び第二次産業(鉱業、建設業、製造業)は減少傾向にあり、第三次産業(卸売業、小売業、サービス業)は、平成 17 年までは増加傾向にありましたが、その後は減少傾向にあります。



※国勢調査

② 産業分類別従業員数

平成 28 年度の産業分類別従業員数は、「製造業」が 21,640 人と最も多く、次いで「卸売業、小売業」が 20,017 人、「医療、福祉」が 9,825 人と続いています。



※平成28年経済センサス活動調査

2 労働人材の確保と育成に係る現状

労働人材の確保と育成は、企業にとって大きな課題であると同時に、地域社会や市民生活の根幹を支える中小企業の経営に大きな影響を及ぼすため、喫緊の課題となっています。

労働人材の確保に向けて、働きやすい職場環境を整備するとともに学生の地元企業への就職誘導のほか、後継者不足による廃業の解消に向けた事業承継の推進、潜在的な労働力である女性、高齢者、外国人などの活用について積極的に取り組んでいく必要があります。

また、人材の育成に向けて、ICTやAIなどの技術に触れ合う機会を創出していく取組が必要です。

(1) 市内企業の人材確保

少子高齢化の進展や景気回復の長期化に伴う労働需要の高まりなどにより、企業における人手不足感は高い水準となっています。

本市の有効求人倍率は、静岡県や沼津管内に比べて高くなっており、求職者にとって採用されやすい状況にあります。また、求人倍率が高い状況は、産業・経済に活気がある現れであり、更なる産業の発展が期待されます。

① 有効求人倍率

景気の緩やかな回復基調から、有効求人倍率は平成 30 年度までは右肩上がりに伸びてきましたが、令和2年に入ると新型コロナウイルス感染症拡大により企業の採用活動に影響が表れています。



※沼津市・沼津管内は原数値、静岡県・全国は季節調整値

沼津管内:沼津市・裾野市・御殿場市・長泉町・清水町・小山町

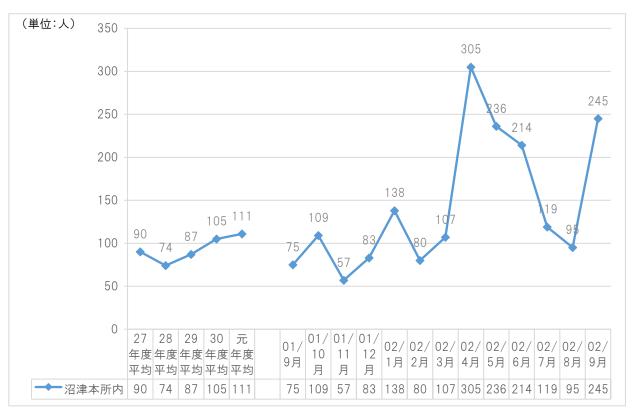
※資料: (市) 一般職業紹介状況

(沼津管内・県・全国) 最近の雇用失業情勢

② 事業主都合解雇(雇用保険適用事業所)

雇用保険適用事業所における事業主都合解雇の状況をみると、1 月当たり100 人前後で推移していたが、令和2年4月以降になると1月当たり200 人を超える月が見てとれます。

新型コロナウイルス感染症拡大による景気低迷が企業の雇用に影響を与えていることが 分かります。



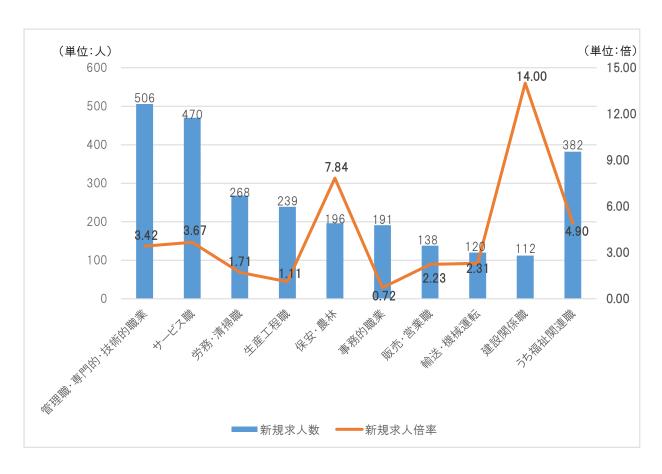
※沼津本所内:沼津市・裾野市・長泉町・清水町

※資料:職業安定業務統計資料

③ 職業別新規求人求職状況(常用)【沼津公共職業安定所】

令和2年9月の職業別新規求人求職状況は、「建設関係職」が 14.00 倍と最も多く、次いで「保安・農林」が 7.84 倍と続いています。

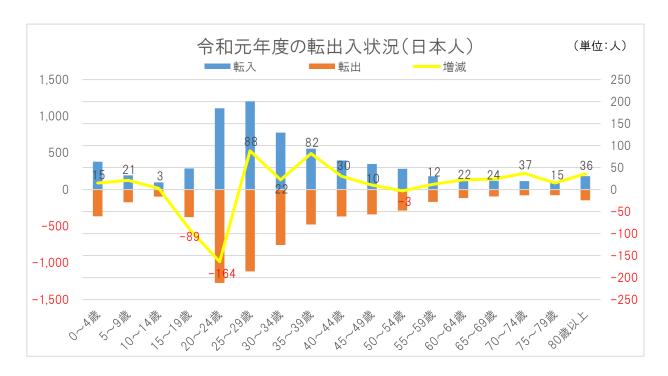
その一方で、「事務的職業」は 0.72 倍となるなど、業種・職種間のミスマッチが現れています。



※令和2年9月職業別バランスシート(沼津公共職業安定所)

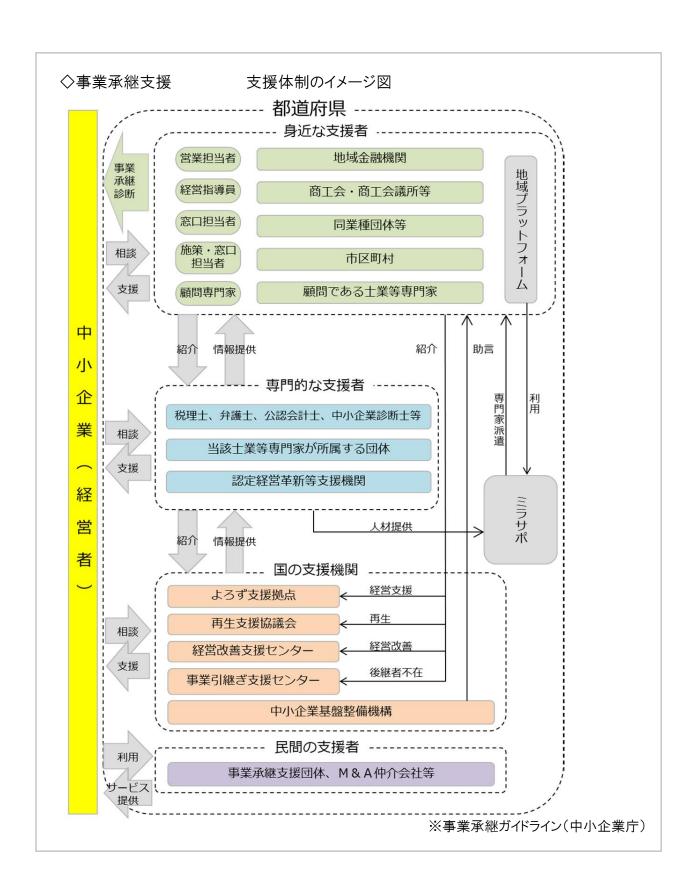
④ 本市の転入・転出の状況(日本人)

令和元年度の5歳階級別での転出入の状況は、15歳から24歳までの層で転出超過となっていますが、就労や子育てなどの担い手となる世代では転入超過に転じています。



(2) 事業承継

事業承継の状況については、「2025年(令和7年)に70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は、全国で約245万人となり、うち約半数の127万人(日本企業全体の1/3)が後継者未定であり、現状を放置すると、中小企業廃業の急増により、2025年(令和7年)頃までの累計で、約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性がある。」との報告がなされており、事業承継問題に対し、積極的に取り組んでいかなければ人手不足問題同様、市内経済の振興に大きな問題となる可能性があります。



(3) 潜在的労働者の活用

人口減少・少子高齢化の進展により、生産年齢人口が減少し、労働力の不足が懸念されています。そのため、新たな労働力を確保していくため、就職を希望し労働参加が見込まれる女性や高齢者、外国人といった多様な人材の掘り起こしを進めていく必要があります。

また、労働力として女性や高齢者等を登用していくためには、企業側が柔軟な勤務体系の提供や、求人年齢の幅を広げるなどの工夫が必要となっています。

平成31年4月に新たな在留資格「特定技能」が創設されましたが、外国人材は在留資格ごとに働ける年数や職種等に制限があるため、外国人材の採用について企業の採用担当者の理解を深めていくとともに、こうした啓発の機会を提供し、外国人材の導入を支援する必要があります。

① 女性の雇用者数の推移

女性の雇用者数は、過去 10 年間で約 378 万人増加しています。

雇用形態の内訳は、特に非正規の職員・従業員の増加幅が大きく、平成 27 年度以降 は、正規の職員・従業員の増加幅も大きくなっています。

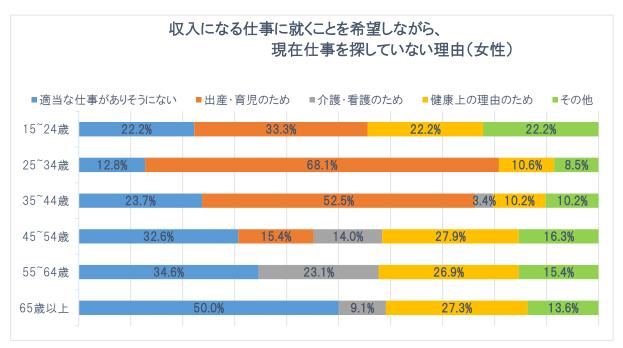


※総務省「平成30年度労働力調査(基本集計・長期時系列データ)

② 女性の未就労の実態

求職をしていない「非労働力人口」において、その中でも仕事に就きたいが仕事を探していない女性を年代別に見ると、「15~24歳」、「25~34歳」、「35~44歳」の世代において、「出産・育児のため」が大半を占めています。

仕事には就きたいものの、出産・育児が制約となって求職をしない女性が多く、これらの 女性が働ける企業の需要は大きいと考えられます。

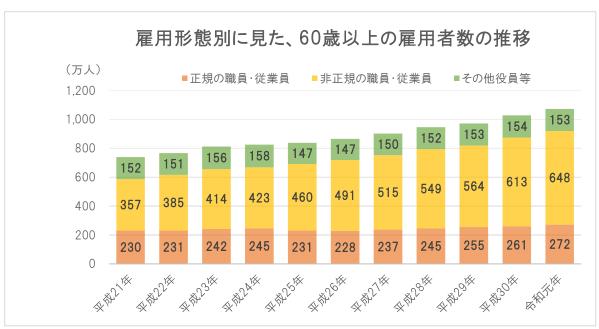


※総務省「平成30年度労働力調査(年齢階級,非求職理由別非労働力人口)」

注) 15~24歳について、在学中の者を除いて集計している

③ シニア世代雇用者数の推移

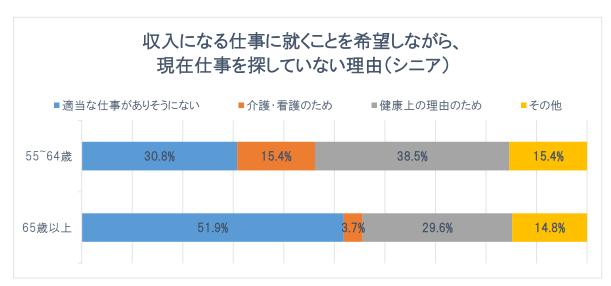
60歳以上の雇用者数は、過去10年間で約334万人増加しており、シニア世代の労働参画が進んでいると考えられます。



※総務省「平成30年度労働力調査(基本集計・長期時系列データ)

④ シニア世代の未就労の実態

シニア世代における「非労働力人口」において、その中で仕事に就きたいが仕事を探していない理由は、「適当な仕事がありそうにない」が多くを占めており、こうした人にとっては、希望にそった賃金・勤務時間等の労働条件を提供する企業があれば、求職を開始する動機になると考えられます。

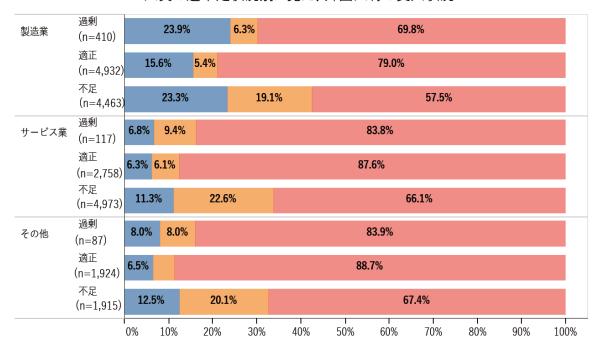


※総務省「平成30年度労働力調査(年齢階級,非求職理由別非労働力人口)」

注) 15~24歳について、在学中の者を除いて集計している

⑤ 人員の過不足状況別に見た、外国人材の受入状況 中小企業における外国人材の受入状況は、いずれの業種でも、人員が不足している企業で外国人材を「受け入れたい」とする企業が約2割存在しています。

人員の過不足状況別に見た、外国人材の受入状況



外国人材の受入状況

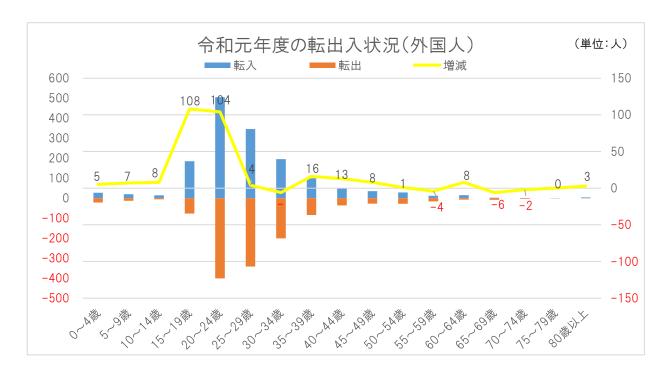
すでに受け入れている 受け入れたい 受け入れる必要はない

資料:(株)帝国データバンク「取引条件改善状況調査」 (注)受注側事業者に対するアンケート結果を集計したもの。

※中小企業白書 2020

⑥ 本市の転入・転出の状況(外国人)

令和元年度の5歳階級別での外国人の転出入の状況は、日本人の転出入状況とは 逆に 15 歳から 24 歳までの層で転入超過となっており、企業の人手不足解消の担い手と なる世代の転入が目立っています。



(4) 働き方改革の状況

一億総活躍社会の実現に向け、平成31年4月に働き方改革関連法が施行され、長時間 労働の是正などの「労働時間の適正化」に焦点があてられた、働き方改革が推奨されていま す。

しかしながら、働き方改革の推進による労働時間の短縮は、企業側からすれば労働力の 低下・更なる人手不足につながってくることから、潜在的労働者である女性や高齢者、外国 人などの活用に向けた新たな働き手の確保や、企業の生産性の改善などが求められていま す。

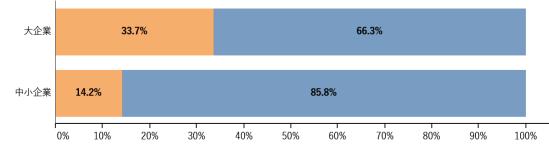
これらの具体的な手段としては、①テレワーク推進、②ICT・AI利活用促進、③人材の能 力開発推進などの取組が主流とされていますが、企業側の意識や環境が社会の変化に適 応しきれず、実態として必ずしも進んでいるとはいいがたい状況となっています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、大企業を中心にテレワークが導入 され、企業の働き方改革への対応が全国的に進んでいます。

① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐためのテレワーク導入実績 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐためにテレワーク(在宅勤務・リモートワーク) を導入した企業の割合は、大企業が3割を超えているのに対し、中小企業は 14.2%にとど まっています。

33.7% 66.3%

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための在宅勤務・リモートワークの実施有無



資料:(株)東京商工リサーチ「第2回新型コロナウイルスに関するアンケート調査| (注)回答数(n)は以下のとおり。大企業: n=2,805、中小企業: n=12,792。

実施していない

※中小企業白書 2020

実施した

(5) 人材の育成の状況

ICT化やAlの台頭、少子高齢化などを背景として、企業における働く環境は激しく変動しています。また、グローバル化の進展により、事業環境の変化や人材の獲得競争が加速・拡大する可能性があるとともに、人材に求められる能力要件も大幅に変化してくることが予想されます。

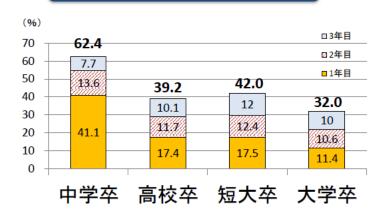
本市産業の維持・発展を図るためには、人材の継続的な能力向上を通じて生産性の向上を図る必要があります。

そのため、人材育成のための体制が十分でない事業者に対して育成機会を提供することにより人材育成の底上げを図るとともに、ICTの進展や産業構造の変化などに対応する知識・技術を備えた人材を確保するため、国立沼津工業高等専門学校などの教育機関や沼津工業技術支援センターなどの研究機関と連携して人材育成を充実・強化する取り組みが求められます。

① 新規学卒就職者の離職状況

平成 28 年3月新規学卒就職者の3年以内の離職率は、大学卒で 32.0%、高校卒で 39.2%となっています。比較的規模の小さな事業所では、早期離職は若年層のキャリア形成や事業所内の人材の蓄積の面で問題があるだけでなく、定着率が低いことはOJTなどによる事業所内での人材育成のための人材・ノウハウが蓄積されないことにもつながり、さらに育成不足となる悪循環に陥ることが考えらえます。

平成28年3月新規学卒就職者の離職率

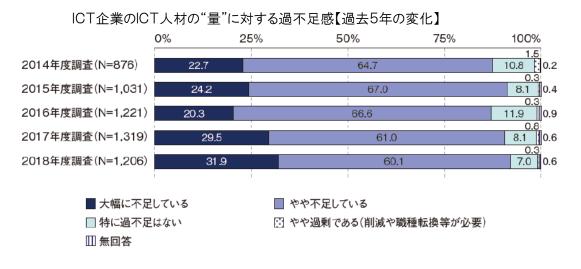


※厚生労働省「新規学卒就職者の離職状況(平成28年3月卒業者の状況)」

② ICT企業のICT人材の"量"に対する過不足感

ICT企業のICT人材の"量"に対する不足感は、平成 28 年度(2016 年度)にやや緩和したものの、年々増加傾向にあり、平成30年度(2018年度)には「大幅に不足している」割合が3割を超えています。

ICTに関する人材育成は情報通信産業分野だけでなく、あらゆる産業領域の成長や生産性向上に不可欠であることから、広範な人材層の形成を目指して小中高生なども対象に早期にICTの魅力に触れる機会を確保することなどにより、ICT人材育成を図っていくための環境を整備していく必要があります。



※ I T人材白書 2019

3 労働人材の確保と育成に係る課題

本市の労働人口は少子高齢化の進展、若年層の市外流出など生産年齢人口が減少傾向にあることから、企業における労働人材の確保だけでなく、中小企業等の事業承継にも影響を及ぼしています。

また、職業別求人求職状況を見ると、特に建設関係職、保安・農林は求人過剰となり、逆に 事務的職業、生産工程職は求人不足となるなど、企業の求人ニーズと求職者の希望職種のミ スマッチが生じており、求人過剰にある職種の企業にとって労働人材の確保は喫緊の課題となっています。

人材育成においては、新規学卒就職者の3年以内の離職率は、大学卒で30%超、高校卒で約40%となっており、企業における人材育成・技術承継の向上を図ることが難しくなっていることに加え、今後のICTの進展、産業構造の変化に対応するための知識・技術を備えた人材の育成にも力を入れていく必要があります。

このような状況から、若年層のUIJターン就職を推進するとともに女性、高齢者、外国人など多様な人材を活用することで労働人材の確保を図るとともに、新規学卒就職者の早期離職防止に対する支援、国立沼津工業高等専門学校などの教育機関や沼津工業技術支援センターなどの研究機関と連携した人材育成を充実・強化する取組が求められます。

今後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、労働需要や労働環境等の変化が想定されますが、状況の変化を的確に把握しながら、国や県、支援機関と連携した迅速な対応が必要となります。

4 労働人材の確保と育成に係る施策の基本方針

市内の安定した雇用確保に向けて、企業の情報発信や若者の就労の支援、学生の地元企業への就職の促進を図るとともに、関係機関と連携して後継者不足による廃業の解消に向けた事業承継の推進や、地域産業を支える人材の育成に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を含め、働き方改革を促進し、誰もが働きやすい環境づくりや勤労者福祉の充実を図るとともに、女性や高齢者、外国人などの潜在的な労働力の掘り起こしを図ります。

成果目標

項目	現況値	目標値
月間有効求人数に対する就職率	4 20/ (D1)	6 00/ (D7)
(就職件数/月間有効求人数)	4.3%(R1)	6.0%(R7)

年度	月間有効求人数 (A)	就職件数(B)	就職率(B/A)
H27	4,052 人	259 人	6.4%
H28	4,635 人	254 人	5.5%
H29	4,368 人	222 人	5.1%
H30	4,758 人	202 人	4.2%
R1	4,299 人	187 人	4.3%

活動目標

項目	現況値	目標值
合同就職面接会への参加者数	123 人(R1)	200 人(R7)
「ぬま job」登録事業者数	370 事業所	500 事業所
	(R1)	(R7)

(1) 市内企業の人材確保

本市の有効求人倍率は、平成 26 年1月から令和2年3月までの6年3か月、連続して1を超え、特に平成 29 年5月からは 1.5 を超えており、事業者の人材不足の状態が長期化しています。新型コロナウイルス感染症拡大により減少傾向に転じてはいますが、本市における人材確保は引き続き中小企業にとっての課題となっています。

そのため、本市産業の活力を維持し、将来を担う人材を確保することを目的に、本市の魅力や市内企業情報の発信、合同就職面接会、奨学金返還支援制度等に取り組み、若者の就労の支援、UIJターンを推進します。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、離職が増えていることから、離職者等への再就職支援を行います。

① 学生の地元企業への就職誘導・奨学金返還支援制度の活用

インターンシップを推進するとともに、市内企業の参加による合同就職面接会を開催し、 企業と求職者のマッチングの機会を設けるなど、求職者の市内就職を支援し、市内中小企 業の人材確保を図ります。

また、市内中小企業に就職し、かつ市内に居住した勤労者に対し奨学金の返還金の一部を補助することで、市内中小企業の人材及び定住人口の確保を図ります。

事業名称	継続·新規
合同就職面接会(ぬまjobフェア)の開催	継続(平成 27 年度から実施)
奨学金返還支援事業	継続(平成30年度から実施)

事業名称	合同就職面接会(ぬま job フェア)の開催
	市内の求人する企業と、大学生等の学生及び概ね 45 歳までの就職を希望
	する方との就職マッチングを目的に合同就職面接会を開催する。
事業概要	また、企業ブースのほか、ハローワークやしずおかジョブステーション協
	力による就職相談、パソコンによる適職診断、履歴書作成支援などの特設コ
	ーナーを設け、求職者の就職活動を支援する。
与各 本	市内企業
対象者	学生及び概ね 45 歳までの就職を希望する方

事業名称	奨学金返還支援事業
	大学生等の市内企業への就職及び市内への定住を促進するため、日本学生
事業概要	支援機構の奨学金の貸与を受けた学生が、市内の中小企業に就職し、市内に
	居住した場合、奨学金の返還金の一部を補助する。
支援内容	奨学金返還金の月額(その額が2万円を超える場合は2万円とする。)を
又拨四台	基礎とし、最長 60 か月まで。
対象者	支援を受ける前年度に大学等を卒業した方(新卒学生)
对 家省	※毎年5人程度を認定
	〇沼津市に本社又は本店のある中小企業に就職した方
	〇沼津市に居住した方
条件	〇大学等を卒業する年度の9月末までに事前エントリーしていること
	〇日本学生支援機構第一種(無利子)及び第二種(有利子)の奨学金の貸与
	を受けた学生

② 企業情報の積極的発信(ぬま job)

大企業が活発に求人活動を行う中、市内外の求職者が魅力ある市内企業の詳細な情報を得る手段は限られています。

そのため、市内企業に特化した就職支援サイト「ぬま job」を運営し、市内企業の情報発信と求職者の情報獲得を支援し、企業と求職者のマッチングの機会を増やすことで、市内企業の安定した雇用の確保と求職者の市内企業への就職の促進を図ります。

事業名称	継続·新規
沼津しごと応援サイト「ぬま job」運営	継続(平成 28 年度から実施)

事業名称	沼津しごと応援サイト「ぬま job」運営
	インターネットを活用した沼津市の企業に特化した無料就職支援サイト。
事業概要	市内企業はサイトへ登録することで、自分たちの企業情報や雇用情報の掲
	載が可能となり、求職者は簡単な個人情報の登録だけで、各企業情報の全て
	を閲覧が可能となり、各企業に問い合わせが出来る。
	市内企業と求職者のマッチングの機会を増やすことで、市内企業の人材確
	保と求職者の就職支援を行う。
登録数	登録事業者数 370 件
(令和元年度末時点)	登録求職者数 791 人

③ 離職者等への再就職支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による景気低迷により、事業主都合による離職が増えています。一方、建設関係職、保安・農林、福祉関連職などの業種では、コロナ禍においても高い新規求人倍率となっています。

そのため、離職や収入減等を余儀なくされた方を対象に、事業の継続・発展を担う人材を求めている市内企業への再就職に向けた、「出口一体型」の支援プログラムを実施することにより、離職者等の安定した仕事への就職、就業定着支援、人材確保を必要とする市内企業との人材マッチング支援を図ります。

事業名称	継続·新規
離職者等再就職支援プログラム	新規(令和3年度から実施)

事業名称	離職者等再就職支援プログラム
	人材を求めている業種への再就職に必要となるスキル育成に向けた講座
	の実施、市内企業の説明・見学会や就業体験、キャリアコンサルティングな
事業概要	どの再就職支援プログラムを市内企業やハローワーク等関係機関と連携し
	て実施する。
	本プログラム修了後、参加者と市内求人企業との就職面接会等の開催によ
	り、市内企業への再就職を支援する。
対象者	離職者、転職を希望する求職者

(2) 事業承継の推進

経営者の高齢化に伴い、後継者がみつからない事業者が増加しています。長年培われてきた優れた技術や製品・サービス等を次世代につないでいくため、経営者の親族や従業員への事業承継のほか、社外人材の登用やM&A(企業・事業の合併・買収)など、あらゆる可能性を考慮し戦略的な事業承継を進めます。

① 静岡県事業承継ネットワークとの連携・事業承継診断の促進

円滑な事業承継を実現するためには、早期に後継者の確保を含む準備に着手することが不可欠です。

セミナーやワークショップなど、意識啓発に努めるとともに、「静岡県事業承継ネットワーク」 と連携し、事業承継に向けた計画的な準備や問題解決など切れ目ない支援を行います。

※静岡県事業承継ネットワーク 中小企業の円滑な事業承継を促進する支援を行うため、商工 団体や金融機関、士業等専門家の民間機関、国、県等の公的 機関からなる支援組織

◇事業承継の流れ

STEP:1

事業承継に向けた準備の必要性の認識 (ニーズの早期掘り起こし)

- ・経営者に対して承継準備に 取り組むきっかけの提供
- •「事業承継診断」の実施

STEP: 2

経営状況・経営課題等の把握 (課題抽出・見える化)

- ・会社の経営状況の見える化
- ・ 事業承継課題の見える化

STEP:3

事業承継に向けた経営改善 (経営改善・魅力作り)

- ・ 本業の競争力強化
- ・経営体制の総点検

STEP:4

事業承継計画策定 (親族内・従業員承 継の場合) M&A 等のマッチング (社外への引継ぎの 場合)

- 自社の現状分析
- 今後の環境変化の予測と対応策、 課題の検討
- 事業承継の時期等を盛り込んだ事業の方向性の検討
- 具体的な目標の設定
- ・円滑な事業承継に向けた課題の整理

STEP:5

・M&A 仲介機関の選定・売却条件の検討

事業承継の実行

事業名称	継続·新規
事業承継ワークショップの開催	継続(平成 29 年度から実施)

事業名称	事業承継ワークショップ
	商店街の経営者に対する事業承継問題についてのきっかけづくりと、商店
事業概要	街の次世代を担う人材の発掘を行うため、未来の商店街について考える勉強
	会や座談会(ワークショップ)を開催する。

- 89 -

(3) 潜在的労働力の活用

少子高齢化の進展により、生産年齢人口が年々減少しています。将来を背負っていく若い 世代の絶対数が減っているため、従来どおりの採用・人材育成活動を行っていても労働力の 確保が難しくなってきます。

従来の慣例や慣習に捉われることなく、新たな視点で人材戦略・経営戦略を見つめ直すことが必要であり、女性、高齢者、外国人などの多様な人材の能力や特性を最大限に発揮できる環境を整え、労働人材の確保を図ります。

① 女性・シニア世代の掘り起こし

多様な人材の活躍推進を「経営戦略」として取り組むよう、経営者の意識改革を図るとともに、育児、介護、病気の治療との両立が可能な就業環境の整備を促進するため、多様で柔軟な働き方の導入を支援します。

求職者を支援するため、キャリアデザイン相談センターを設置し、就労支援員による女性の就業意識や職業能力向上のための就職相談、アフターフォローによる早期離職防止などの伴走型支援を行います。

また、公益社団法人沼津市シルバー人材センターの事業運営への支援をとおして、就労に必要な情報の収集や提供、技能等の講習を実施することにより、シニア世代の就業を促進します。

事業名称	継続·新規
キャリアデザイン相談センターの設置	継続(令和元年度から実施)
働き方改革セミナーの開催	継続(令和元年度から実施)

事業名称	キャリアデザイン相談センターの設置
	キャリアコンサルタント有資格者等就職支援の経験豊富な支援員による
	相談者の状況に応じた就職相談、就職後のアフターフォロー対応による早期
事業概要	離職防止、静岡県が設置する静岡U・Iターン就職サポートセンターやハロ
	一ワーク等、県内外の関係機関との連携による支援を求職者の伴走型支援と
	して実施。
対象者	市内企業への就職を希望する求職者

事業名称	働き方改革セミナー
事業概要	働き方改革関連法の順次施行を踏まえ、働き方改革の取り組みを実践し、
	従業員及び求職者にとって働きやすく魅力的な職場環境を構築している企
	業の先進事例を通じて、雇用条件の拡大等による多様な人材の確保やリモー
	トによるテレワークの導入等働き方改革のメリットを学ぶ機会を創出する。
対象者	市内企業の幹部・人事・総務担当者等

② 外国人労働者の受入れ推進

深刻化している人手不足に対応するため、新たな在留資格「特定技能」が創設され、人 材確保が困難な状況にある産業分野において即戦力となる外国人を受け入れていく仕組 みが構築されました。

新たな外国人労働者の受入れに向け、外国人が暮らしやすく働きやすい環境を整えるため、研修体制、居住環境、通訳の状況など受入れ体制の確認を行うとともに、県等と連携した日本語研修の実施などにより、外国人労働者の受入れを推進します。

事業名称	継続·新規	
働き方改革セミナーの開催(再掲)	継続(令和元年度から実施)	

(4) 働き方改革の推進

少子高齢化による労働力人口の減少が懸念される中で、社会や企業が活力を維持していくためには、限られた人材を最大限に活かす必要があり、男女を問わず誰もが、子育てや介護、プライベートなどの時間を大切にしながら安心していきいきと働き続けられる環境を整備することが重要となります。

勤労者福祉の充実に向けた取組を推進するとともに、短時間勤務制度や、様々な働き方のニーズに応じた多様な正社員制度、場所や時間にとらわれないテレワークなどの周知啓発を進め、多様な働き方・柔軟な働き方を選択できる職場環境の整備促進を図ります。

① 勤労者福祉の支援

中小企業の勤労者及び事業主の福祉の向上及び、中小企業の振興と地域社会に活性 化に寄与することを目的に発足した「沼津市・清水町勤労者共済会」の運営支援を通して、 市内中小企業の勤労者福祉の向上を図ります。

また、労働者福祉の増進や地域住民の生活支援など積極的な活動を展開している「沼津地区労働者福祉協議会」と連携して、労働環境や労働諸条件の改善、ゆとりある暮らしの実現など労働者福祉の増進を図ります。

さらに、勤労者の生活に係る融資の円滑化を図り、経済的負担の軽減により生活の安定を図るため、勤労者利子補給を実施します。

※沼津地区労働者福祉協議会 労働者の福祉要求の実現を通じて、労働者家族の生活の向上と 安定を図り、真に平和で豊かな暮らしを保障する社会を創るため、静岡県労働福祉協議会の 下部組織として、沼津地区の加盟・関係団体への指導・調整、労働者福祉に関する教育、宣 伝並びに公共団体への政策提言、要請などの活動を行う。

※沼津市・清水町勤労者共済会 沼津市及び清水町に所在する中小企業の勤労者及び事業主の 福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興と地域社会に活性化に寄与することを目的に、 平成9年3月に発足した団体。

事業名称	継続·新規
沼津地区労働者福祉協議会補助金	継続
勤労者共済会運営事業補助金	継続(平成9年度から実施)

② 働き方改革の推進(ワーク・ライフ・バランス、テレワーク等)

長時間労働の是正や非正規労働者の処遇改善等による働きやすい職場づくりを推進するとともに、新型コロナウイルス感染症により、企業における働き方が見直される動きがある中で、テレワークなど多様な働き方・柔軟な働き方を選択できる職場環境の整備促進を図ります。

事業名称	継続·新規
ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催	継続(平成30年度から実施)
働き方改革セミナーの開催(再掲)	継続(令和元年度から実施)
テレワーク等導入支援	新規(令和3年度から実施)

事業名称	ワーク・ライフ・バランスセミナー
事業概要	ワーク・ライフ・バランスに関する有識者による講演や、ワーク・ライフ・
	バランスを先進的に実施する地域企業(男女共同参画推進事業所等)で働く
	若手社員とのトークセッションを通じて、参加者の将来の自身の働き方を創
	造する機会を設ける。
対象者	学生及び就職・転職を希望する概ね 45 歳未満の女性

事業名称	テレワーク等導入支援
事業概要	with コロナ時代における新しい働き方、人材確保策等採用力強化に向け、
	企業向けにテレワーク等デジタル技術を活用した働き方改革セミナーの開
	催や、テレワーク導入のためのアドバイザー派遣によるコンサルティング支
	援を行う。
対象者	市内企業の幹部・人事・総務担当者等

(5) 人材の育成

企業の成長産業分野への事業展開を促進するため、若年層が技術に触れ会う機会を創出し、地域産業を支える人材を育成します。

① 教育機関との連携によるものづくり人材の育成

「地域産業を支える人材育成」という観点は、今後の世界的な競争を視野に入れて「世界に通用する人材育成」とすべく、今まで以上に高く意識する必要があります。

そのため、国立沼津工業高等専門学校と連携し、ICTやAlがさらに進化するこれからの時代を創造するための教育(STEAM教育)を推進するとともに、グローバル化や科学技術の進展などの変化に対応できる技術人材を育成する静岡県立工科短期大学校と連携を図ります。

また、その前段階の成長過程である子ども達にとって、基礎的な科学知識や未知なる技術は、実際に体験し感動や興奮を味わうことによって知的好奇心が刺激されるものであるため、その機会を地域の子ども達に提供します。

※STEAM教育 「STEAM」とは、Science(サイエンス/科学)、Technology(テクノロジー/技術)、Engineering(エンジニアリング/工学)、Art(アート/芸術)、Mathematics(マセマティクス/数学)の5つの頭文字をとった造語。STEAM教育には、5つの単語にも現れているように様々な分野の教育を横断的に学び、それらを応用し、想像力や創造的な方法によって問題解決をはかることができる人材育成に力を入れる教育方針。

事業名称	継続·新規
伝統技能体験事業	継続(平成 28 年度から実施)
小学生科学ものづくり体験教室支援事業	新規(令和3年度から実施)

事業名称	伝統技能体験事業
	若者のものづくり、技能離れ等の実態を踏まえ、大工・左官・板金などあ
事業概要	まり目に触れなくなった伝統技能に若者が触れる機会をつくり、技能尊重機
	運の醸成、産業活動の基礎となる技能者の育成の促進を図る。
対象者	市内在住の小学生及び中学生

事業名称	小学生科学ものづくり体験教室支援事業
	子ども達に、科学の面白さを気付かせ、ものづくりの楽しさを体験させる
事業概要	ことを通じて、考える力と忍耐力を持った創造力豊かな人間育成を図る。
	年間 10 回の教室開催を予定。
対象者	市内在住の小学校4~6年生の児童

1 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に国内で初めての感染者が確認され、本市においても令和2年4月に感染者が確認されました。

その後、感染は拡大し続け、令和2年4月に日本全国に緊急事態宣言が発出され、令和3年1月には再び首都圏を中心に発出されるなど、感染拡大防止に向け、密集・密接・密閉を回避する新たな生活様式の実践が求められています。

こうした中、商工業への影響を最小限に抑え、新型コロナウイルス感染症がもたらした新たな 生活様式に対応した事業展開を支援していかなければなりません。

今後においても、新型コロナウイルス感染症の感染状況や経済情勢を注視しながら、国や県、 支援機関等と連携して、迅速かつ柔軟に施策を実施していく必要があります。

2 コロナ禍における事業者等への対応

(1) 事業者等への対応の考え方

新型コロナウイルス感染症の拡大は、ヒトやモノの移動制限等により、経済活動を抑制するとともに、非接触に起因したデジタル化の進展など、急速な社会変化をもたらしています。

そのため、コロナ禍における本市商工業の事業継続の確保を図るとともに、アフターコロナにも対応した経営基盤強化を推進するため、「事業継続の支援」・「消費の喚起」・「新たな生活様式への対応」・「離職者の支援」の4つの施策を実施していきます。

(2) 事業者等への対応に係る施策の基本方針

① 事業継続の支援

運転資金等の確保など資金需要への対応や、経営相談の強化等により、事業継続に向けた取組の支援を強化します。

事業名称	継続·新規	
休業要請協力金·		
観光客流入抑制支援金:	令和2年度実施	
中小企業者応援給付金		
経済変動対策資金利子補給事業	継続(令和2年度から実施)	
(再掲)		
沼津地域中小企業支援センター	継続(平成 18 年度から実施)	
運営事業(再掲)	一	
強い産業づくり推進事業	継続(令和元年度から実施)	
(事業者BCP策定支援)(再掲)		

② 消費の喚起

キャッシュレス決済の推進を図り、消費行動の変化に沿った消費喚起を行うことにより、市内経済の活性化を図ります。

事業名称	継続·新規	
プレミアム付商品券発行事業	令和2年度実施	
キャッシュレス決済推進事業(再掲)	継続(令和2年度から実施)	

③ 新たな生活様式への対応

業種別に示されたガイドラインの周知・徹底を図るとともに、消費行動の変化への対応や 非接触による労働環境の確保に取り組む事業者への支援を強化します。

事業名称	継続·新規	
業種別ガイドラインの周知	知 継続(令和2年度から実施)	
経営持続化支援金	令和2年度実施	
キャッシュレス決済推進事業(再掲)	継続(令和2年度から実施)	
テレワーク等導入支援(再掲)	新規(令和3年度から実施)	

④ 離職者の支援

ハローワーク等と連携して、雇用のミスマッチの解消やコロナ禍において職を失った労働者等に対する支援を強化します。

事業名称	継続·新規	
離職者等再就職支援プログラム(再掲)	新規(令和3年度から実施)	
合同就職面接会(ぬま job フェア)の 開催(再掲)	継続(平成 27 年度から実施)	
沼津しごと応援サイト「ぬま job」運営 (再掲)	継続(平成 28 年度から実施)	

≪沼津市商工業振興ビジョン 施策の体系≫

【基本施策】

【成果目標·活動目標】

【施策の基本方針】

商 党業の振興

龙	項目	現況値	目標値
具目	小売業の年間商品販売額	2,310 億円(H28)	2,500 億円(R7)
票	中心市街地歩行者数(人/日)	45,250 人(R2)	80,000 人(R7)

活動	項目	現況値	目標値
動目標	個店のリブランディングに 取り組んだ店舗数	0件(R1)	延べ 20 件(R7)

魅力ある商店街・ 個店づくりの推進

- ① 商店街・個店のリブランディング
- ② 新商品・新サービスの開発促進
- ③ 商店街・個店の連携促進
- ④ IT導入の促進(キャッシュレス決済・インターネット販売等)

まちづくりとの連携による にぎわいの場の創出

- ① にぎわい形成のための都市機能導入
- ② 空き店舗の活用
- ③ 水辺空間の活用・継続性のあるイベント開催
- ④ インバウンド需要の取り込み促進
- ⑤ 沼津港・大型店との連携の創出

2 エ 一業の振 興

成	項目	現況値	目標値
成果目標	製造品出荷額等	6,406 億円(H30)	7,000 億円(R7)

活	項目	現況値	目標値
加動目標	製造業等の立地件数	0件(R1)	7件(R7)

企業の定着・誘致の

- ① 企業の事業用地取得・設備投資の支援
- ② 空き物件の情報収集・相談体制の整備
- ③ 企業誘致に向けた首都圏プロモーション活動等の実施
- ④ 事業用地の確保(市街化調整区域の有効活用)
- ⑤ 広域交通網を活かした物流拠点整備の検討

企業の経営基盤の 強化·生産性向上に 向けた支援

- ① 資金調達の支援
- ② 知的財産活用に向けた相談体制の整備
- ③ 継続的な事業活動の確保に向けたBCP(事業継続計画)の策定支援
- ④ 生産性向上に向けた先端設備の導入支援

創業者の創 創業 出の 田

3

成	項目	現況値	目標值
成果目標	ぬまづビジネスサポート連絡会	44 件(R1)	70 件(R7)
標	(ぬまサポ)の支援を受けた創業件数	44 (+ (K I)	/U (R /)

活	項目	現況値	目標值
活動目標	市主催の創業セミナー参加人数	97人(R1)	120人(R7)

創業の支援

- ① 創業支援機関と連携した伴走型創業支援
- ② ソーシャルビジネス創出の支援

社会環境の 変化に応じた イノベーションの創出

- ① 産学官金の連携による新技術・新商品開発支援
- ② ファルマバレープロジェクトの推進
- ③ Society5. 0の取組支援

労 働 人材

4

の 確保と育成

成	項目	現況値	目標値
成果目標	月間有効求人数に対する就職率	4.3%(R1)	6.0%(R7)
標	(就職件数/月間有効求人数)	4.5 /0 (1(1)	0.0 /6 (1(/)

活	項目	現況値	目標値
活動目標	合同就職面接会への参加者数	123 人(R1)	200 人(R7)
標	「ぬま job」登録事業者数	370 事業所(R1)	500 事業所(R7)

市内企業の人材確保

- ① 学生の地元企業への就職誘導・奨学金返還支援制度の活用
- ② 企業情報の積極的発信(ぬま job)
- ③ 離職者等への再就職支援

事業承継の推進

① 静岡県事業承継ネットワークとの連携・事業承継診断の促進

潜在的労働力の活用

① 女性・シニア世代の掘り起こし ② 外国人労働者の受入れ推進

働き方改革の推進

- ① 勤労者福祉の支援
- ② 働き方改革の推進(ワーク・ライフ・バランス、テレワーク等)

人材の育成

① 教育機関との連携によるものづくり人材の育成

沼津市商工業振興ビジョン 令和3年4月1日

沼津市産業振興部 産業戦略推進室・商工振興課